



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	英香港系エスニック・マイノリティの経済的・社会的統合の背景：レストラン・ビジネスという職業選択
Author(s)	倉田，洋平
Citation	北大法政ジャーナル，20，153-191
Issue Date	2013-12-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/54022
Type	departmental bulletin paper
File Information	No20-6Kurata.pdf



英香港系エスニック・マイノリティの経済的・社会的統合の背景 —レストラン・ビジネスという職業選択—

くら た よう へい
倉 田 洋 平

目 次

序論

1 序章	155
1.1 問題意識	155
1.2 先行研究の現状と認識	157
1.3 本稿の構成	159

本論

2 「香港系」のイギリスへの移住の背景と現状分析	159
2.1 「香港系」のイギリス移住の歴史	159
2.2 現状分析—「香港系」の経済的・社会的統合状況—	162
2.2.1 経済的・社会的地位	162
2.2.1a 学歴と成績状況	162
2.2.1b 収入	163
2.2.1c 職業選択状況	164
2.2.1d 失業率	166
2.2.2 居住分布	167
2.2.2a 全国分布	167
2.2.2b 都市部への集住割合	168
2.2.3 交友関係とエスニック・アイデンティティ	168
2.2.3a 交友関係	169
2.2.3b 自己のエスニック・アイデンティティ	169
3 経済的・社会的統合に果たしたレストラン・ビジネスの選択背景	170
3.1 移住の「プル要因」としての外国料理ブームと食生活の変化	170
3.1.1 外国料理ブームの到来	170

3.1.2	1970年代以降の中華料理の定着と変容	172
3.2	移住の「プッシュ要因」	173
3.2.1	渡英の決断要素—香港の不安定な国内事情—	173
3.2.1a	中国共産党政権の成立と香港の人口過剰	173
3.2.1b	伝統的農業の衰退と生産手段転換の失敗	173
3.2.1c	政治不安	174
3.2.2	効率的な移住援助組織の存在と渡航資金制約の緩和	174
3.2.2a	宗族・血縁・地縁等の扶助組織によるサポート	174
3.2.2b	交通の発達と移民向け旅行代理店の設立	175
3.2.3	移住時期とイギリスの移民法の抜け穴	175
3.2.3a	1962年連邦移民法の施行以前	175
3.2.3b	1962年連邦移民法の施行以後	175
4	レストラン・ビジネスが統合に果たした役割	
	—経済的豊かさの享受と散住による現地社会への参加—	177
4.1	イギリスにおけるレストラン・ビジネスの	
	低い社会的位置付けと競合他者の不在	177
4.2	自営業の選択による経済的成功と散住	177
4.2.1	自営業の選択とその背景	177
4.2.2	散住と現地社会参加	178
5	「香港系」の地域社会の受け入れと彼らの振る舞い	179
5.1	イギリス社会側の視点：「香港系」に対する差別意識の欠如	179
5.2	差別とサイレント・マイノリティとしての振る舞い	179
5.2.1	差別に対する自己解決の姿勢	180
5.2.2	イギリス社会参加に対する無関心な姿勢	180
6	統合の深化と統合を巡って新たに生じた問題	181
6.1	言語能力に伴う問題	181
6.1.1	二世世代の中国語能力の低下	181
6.1.2	一世世代の低い英語能力と親子間の意思疎通の困難さ	184
6.2	二世世代の「イギリス化」と親とのアイデンティティの差異	184
6.3	消極的なエスニック活動の参加と中国文化に対する知識不足	185
6.4	一世世代の老後を巡る問題	185
7	結論	185

序論

【1 序章】

1.1 問題意識

2010年現在、イギリスの非白人（エスニック・マイノリティ）人口は総人口約6100万人の内、約14 %を占め、出自も非常に豊富である。なかでも、本稿の研究対象である香港系エスニック・マイノリティ（以降、「香港系」）を含む、チャイニーズ・マイノリティ（以降、「中国系」）の人口規模は、インドやパキスタン等の移住者を示すアジア系エスニック・マイノリティ（以降、「アジア系」）、西インド諸島地域からやってきたカリブ系エスニック・マイノリティ（以降、「カリブ系」）に次ぐ第3位の規模であり、総数としては約27万人、イギリス全人口の約0.4%、非白人人口の約3%を占める（表1）。そのうち、「香港系」（香港生まれ、または両親や祖父母等が香港出身の者）は、「中国系」の約2/3から80%を占めており¹、その比率は香港以外からの移住者の増大で年々減少しつつあるものの、依然、彼らはイギリスにおける「中国系」の中心的存在であり、イギリスの

中国人社会は「小香港」の様相を見せている²。そして、この「香港系」の活動主体は、イギリス生まれの世代である「二世世代」に徐々に変化しつつある（表2）。

ところで、この「中国系」の中でも中心的存在である「香港系」の分析において、他のエスニック・マイノリティの研究でしばしば言及される、貧困、低学歴、言語能力などの、いわゆる「統合」をめぐる議論は殆ど聞かれない。

その背景には、このグループが勤勉であり³、宗教などの大きく行動を制約するものが少ない「文化」を持つグループであった点が考えられ⁴、後者については、むしろ儒教的な文化⁵こそが子供に学習を強く迫り、高学歴や高収入を得る仕事につながったとする、統合における「文化」の積極的側面があったとさえ言われている。それゆえ、彼らを対象にした研究が少ないことも事実である。

しかし、このことが彼らの統合に効果的に働いたと断定することは尚早であるとも言える。とくに、この「勤勉性」と「日常生活における制約が少ない文化」という二要素について、後者は、宗教などのエスニック・マイノリティが共通して行

表1 イギリスにおける各エスニック・グループの人口(2012) (単位:人)

エスニック・グループ区分		人口
白人	イギリス人	49,277,000
	その他	3,336,000
混血	白人とカリブ系	236,000
	白人とアフリカ系	114,000
	白人とアジア系	205,000
	その他混血	181,000
アジア系	インド系	1,319,000
	パキスタン系	1,054,000
	バングラディッシュ系	434,000
	その他アジア系	577,000
黒人	カリブ系	633,000
	アフリカ系	919,000
	その他黒人	65,000
中国系		271,000
その他		946,000
全人口		61,378,000

(注) 北アイルランドにおいて、自らのエスニシティを白人と主張する者にはこの質問を行っていない。また、このデータは同地域内で自らのエスニシティを白人として主張している、またはエスニック・マイノリティとしての出自を持たないと主張する者も含んでいる。

(出典) “Annual Population Survey” Office for National Statistics (<http://www.ons.gov.uk/>)より作成。

表2 イギリス生まれの年齢別・各エスニック・グループの人口割合(2008)

エスニック・グループ区分	イギリス生まれの割合(%)		
	25歳以下	25歳以上	全年齢
白人			
白人(イギリス人)	99	97	97
その他、白人	56	32	38
混血	94	67	85
アジア系			
インド系	75	33	45
パキスタン系	86	21	54
バングラディッシュ系	82	13	51
その他アジア系	54	4	25
中国系	82	14	29
黒人			
カリブ系	94	50	66
アフリカ系	53	14	33
その他黒人	59	38	48
その他	45	13	25
全体	94	89	90

(出典) “General Lifestyle Survey” Office for National Statistics (<http://www.ons.gov.uk/>)
より作成。

う制度や慣習を観察すれば比較的容易に判別できるにせよ、前者は何をもって判別できるのか。ましてや「勤勉に励む」ということが貧困から抜け出すための最も有効な手段と容易に想定出来る以上、この選択は、「香港系」に限らずとも、誰もが考えることではないだろうか。事実、「香港系」の二世世代が勉強に励んだ理由の一つには、決して「家庭のメンツ」だけではなく、「親の携わる飲食業（「レストラン・ビジネス」）からは抜け出したい」という点も挙げられており、このことが高等教育を受ける率を高めたとされる⁶。

また、勉強を子に迫る「親」としての一世世代も、その関心は学力向上よりも子供たちが中国文化の素養を身に着けずに育つということへの不安に対するものが強く⁷、「香港系」が共通して、文化として学習を促す傾向があったとは断定できない。

さらに、後者の「行動を制約するものが少ない文化」という指摘も、「カリブ系」という宗教的にもキリスト教を信じ、文化的にもイギリス社会に溶け込める素地を持ち、ブローケンではあるが英語も話すことが出来た者たちが⁸、今日イギリス社会の階層構造の底辺に位置して貧困の問題を抱え⁹、かつ所定の地域に集住して統合の問題を抱え

ている事実を考慮すると、「行動を制約するものが少ない文化」が統合に向かう一要因になったとは断定できないのではないだろうか。

そこで、本稿では「香港系」が、今日のように経済・社会的進出を果たし比較的容易に統合出来た背景には上述した背景とは別の「共通した要素があった」と考え、その点に内包する「特殊性」が彼らの経済的・社会的統合に効果的に働いたと仮定した。

その中で着目したものが、「中国系」の最大約9割（1985年）が従事した中華料理店やテイク・アウェイショップ、いわゆる「レストラン・ビジネス」という業種選択である¹⁰。そして、この選択により生じた必然的・偶然的な制約と産物が、部分的に「香港系」の持つ「民族的特徴」とも共鳴することによって、彼らの経済的・社会的機会に積極的効果を与えたと考えた。尚、この効果は今日、様々なホワイトカラー層や中流専門職の職業への進出が著しい二世世代¹¹（後述）によって広く享受されていると考えられることから、この研究には世代的な時間軸を考慮に入れることは必須であると言え、移民研究における一般論としても当てはまることであるとも言えるだろう。

以上より、本稿では「香港系」がレストラン・

ビジネスを展開した背景を明らかにしながら、この選択によって生じた必然的・偶然的な制約と産物が、彼ら、とりわけ二世世代の経済的・社会的統合に与えた効果や役割を検証する。

1.2 先行研究の現状と認識

まず、移民研究を行う際の主要な視点として、彼らの移動要因である送出国側と受入国側の経済的・社会的国内事情、いわゆる「プッシュ・プル要因」を、国家・国際関係・個人の視点において分析を行うことが前提であり、その中で彼らの国際移動を捉えることが必要とされる¹²。

この枠組みの中で、移民の国際移動の歴史的変遷を見ていくと、欧米各国が植民地獲得を進めた当初では、「移民」という単語の示す意味は「エミгранト」として、植民地を自国の人口調整の場として欧州から出ていく者を指していた。しかし、産業革命により国内の労働力が不足すると、移民を指す中心的位置付けが「イミгранト」に転換され、周辺の欧州各国からの受け入れが相次いだ¹³。やがて、第二次世界大戦後に欧州各国で労働力不足が深刻化すると、今度は移民を旧植民地諸国に求めるようになった。

しかし、戦後の旧植民地出身者は、これまでの欧州諸国出身者とは違い、外見や思考、行動様式が大きく異なっており、また、イギリスに数多く流入した「アジア系」と呼ばれる移民達は、とりわけ自国の文化や宗教、生活習慣に固執し、イギリス社会に同化しようとしなかった¹⁴。そのため、今日の移民研究の主要なテーマは、「こうした移民達を統合していくために受入国社会としていかなる対応が必要か」という点に割かれており、また戦後70年近く経過した今日では、いわゆる「二世世代」や「三世世代」と呼ばれる、受入国で生まれ育ち、母国語を知らない移民子弟のアイデンティティの問題も主要テーマとして取り上げられている。

一方で、こうした移民を国際移動の中で捉えるに当たり、金松花（2011）は、そのアプローチとして、元来の「プッシュ・プル要因」を説明する

際の視点である「経済学」や「世界システム論」からのアプローチに加え、「移住システム論」という「従来の個人選択やマクロの政治経済構造によって規定された移民現象の理解を乗り越え、中間的な社会組織の重要性に着目し、越境的な社会関係の自己組織化に焦点を当てる研究視点」に沿ったアプローチの重要性を指摘する¹⁵。そして、このアプローチからの研究を行うことによって、経済学のアプローチでは説明できなかった出入国規制の強化等の変化があったのにも関わらず移民が流入し続けるという現象や、「世界システム論」では説明不十分な特定地域に偏った移住現象を説明することへの意義があると指摘しており¹⁶、さらに先行研究自体が不十分な中国の「国際移動」について役割を果たすとも指摘する¹⁷。

以上より、本稿を先行研究の中で位置付けをし、その意義を考えると以下に示される。本稿では、香港からの移民がイギリスに大規模に移住し、のちに経済的・社会的統合を果たした背景として「レストラン・ビジネス」がそのひとつであったとする仮定に基づき分析を進めている。そのため、分析には元来の「プッシュ・プル要因」に基づく方法に加え、第2章で述べるイギリスへの移住が香港地域に集中していた点、さらに多くの者が職業として地縁・血縁等に基づくネットワークを利用してレストラン・ビジネスに就業したという点を踏まえ、「移住システム論」に基づく分析を行っている。とくに「移住システム論」においては、金は「相互扶助型」と呼ばれる、先行する移民が血縁・地縁・知縁に基づいて新移民をサポートする形態と、「市場媒介型」という移住に必要な資源は「斡旋業者」という市場を媒介する形態の二類型が存在する点を指摘しており、本稿の分析には「移住システム論」に基づく分析が不可欠である。

また、本稿では「香港系」の統合の深化に加えて、二世世代のアイデンティティの在り方についても言及するため、本稿が今日の移民研究の主要なテーマの一つである、「移民子弟のアイデンティティ」の問題にも当てはまるものと考えてい

る。そこで「香港系」に着目して分析を進めることは新たな情報の提示という点で研究意義を果たすと考えられる。

しかし、移民研究をイギリスにおける「香港系」を含む「中国系」に細分化して捉えた場合、彼らに焦点を当て専門的に書いた資料が非常に少なく、先行研究の中心は通時的にイギリス移住の経過を簡潔に述べたものが中心になってしまう点が問題とされる。

その理由には以下の3つが提示できる。一つ目がイギリスには彼らより圧倒的多数の人口規模を誇る「アジア系」や「カリブ系」が存在する点、二つ目が、「アジア系」や「カリブ系」には経済的・社会的統合が進まないという問題を抱えている点そして三つ目が、「香港系」は後述するように「サイレント・マイノリティ」として行政へ不満があっても政治的行動に出ることは少なかった点である。そのため、研究者にとって「香港系」は、研究対象や研究資源の量において見劣りするものであったと想定され、研究が十分になされなかったと考えられる。

そこで本稿は、「共時的で複合的な視点」に基づいたイギリス移住に対する年代ごとの移住要因や、今日における現状分析をより細かく分析も添えることが必要と考える。そのうえで、まず参考となる先行研究がワトソン・L・ジェームズによる香港の移民母村の研究である。同氏の研究は一母村単位の研究ではあったが、行政府のデータと関連付けて実証的な研究を行っていることに加え、研究の時期が移住のピーク時の前後であったことから、「香港系」の移住の詳細についてダイナミックに観察していると言える。しかし、同氏の調査は香港が中心であったために、Cheng Yuan等の研究がイギリスにおける現状分析を補足していると考えられる。そして、最近の研究では、Li Weiが「コミュニティ」に視点を置いた現状分析を行っている。

一方で、通時的な研究が中心とされる本研究において、数少ない共時的な視点に基づく研究が豊富な分野が、「二世世代のアイデンティティ」を

めぐる研究であると言える。同研究では、Parker DavidやVerma Gajendraのほか、山本須美子が豊富な研究報告を行っている。とくに、山本は二世世代のナショナル・アイデンティティの位置づけ等に関する詳細な実証研究を行っている。そのため、こうした今日の「香港系」の担い手でもある二世世代の現状を紹介することで、今日の「香港系」の動向をする上でも不可欠な情報を提供している。

しかし、これまでの先行研究では、「香港系」がイギリスへ大量移住するきっかけともなった「レストラン・ビジネス」の側面からの研究が殆どなされていなかったことも事実である。そこで、本稿では「レストラン・ビジネス」に研究の着眼点に置き、「共時的で複合的な視点」に基づいた分析を行うことにした。尚、当分野においては、数少ないながらもPanayi Panikosがイギリスにおける食文化研究を分析しており、同研究において貴重なデータを豊富に提供してくれるものであった。しかし、同氏の研究はイギリスの食文化の分析に重点を置いているため、本稿では「香港系」の経済的・社会的統合という、政治学・社会学のコンテキストに当てはめることによって、その分析を「通時的かつ複合的な視点」に沿って研究の意義を果たしていく。

尚、補足として、検証に分析に使用するデータは、「香港系」のほか、「中国系」を示す資料も適宜使用する。その理由としては、「香港系」のみを分析対象にした資料が圧倒的に少ないことに加えて、統計資料の多くは、「中国系」自体が少数人口ゆえに、彼らは「アジア系」の中に組み込まれたり、あるいは欠如してきたりしてきたことが挙げられる。

さらに、今日では「香港系」のイギリス国籍取得者の増加や、「中国系」の出身国が36か国以上になるために、「香港系」を限定して分析することは非常に困難な点も提示できる。しかし、「問題意識」で示したように、「香港系」（香港生まれ、または両親や祖父母等が香港出身の者）は、「中国系」の中で中心的存在であることから、

「香港系」として研究を進めることにした。

1.3 本稿の構成

2章以降の「本論」の構成は、まず【2 「香港系」のイギリスへの移住の背景と現状分析】において、概略としての彼らの渡英の歴史を示し、イギリスにおける香港系エスニック・マイノリティについての理解を図る。そして、後半では彼らの今日における経済的・社会的地位を分析し、彼らの経済的・社会的統合状況を分析する。

続いて、【3 経済的・社会的統合に果たしたレストラン・ビジネスの選択背景】では、彼らの大規模な渡英に深く関係し、かつ渡英後の彼らのビジネス選択に大きな影響を与えた「戦後の外国料理ブーム」に着目し、渡英要素としての「プル要因」及び「プッシュ要因」を論ずる。

【4 レストラン・ビジネスが統合に果たした役割—経済的豊かさの享受と散住による現地社会への参加—】では、今度は彼らの「渡英後」に着目し「なぜ、彼らがイギリスにおいて『レストラン・ビジネス』という仕事を選択し、その分野でニッチを築くことに成功したのか」、そして、「このビジネスでニッチを築くことが、なぜ、彼らの経済的・社会的統合に結びついたのか」という問いに対し論じていく。

【5 「香港系」の地域社会の受け入れと彼らの振る舞い】では、3・4章で論じた、「香港系」の「レストラン・ビジネス」を選択した背景と彼らの経済的・社会的統合の関係性を踏まえ、「香港系」が散住し、かつ地域住民相手に自営業である地域住民を相手に「レストラン・ビジネス」を専ら個人経営で行う中で求められた「地域社会の受け入れ」について、彼らがイギリス社会においてどのように受け入れられ、また「香港系」の側、もイギリス社会で受け入れてもらうためにどのような振る舞いをしたのかを、主に「差別」という文脈で分析する。

最後に、【6 統合の深化と統合を巡って新たに生じた問題】では、経済的・社会的統合が進んだ「香港系」が、その深化によって二世世代を中

心に出現するようになった中国語能力の低下やエスニック・アイデンティティの喪失の問題を提示し、結論へつなげていく。

本論

【2 「香港系」のイギリスへの移住の背景と現状分析】

本章では、イギリスにおける香港系エスニック・マイノリティを理解するために、まず概略としての歴史と、今日、経済的・社会的統合を果たしている香港系エスニック・マイノリティがイギリスで置かれる経済的・社会的地位を分析する。

2.1 「香港系」のイギリス移住の歴史

「香港系」のイギリス移住の歴史は、イギリスによる香港の植民地化に遡る。これは、アヘン戦争による1842年の南京条約と1860年の北京条約、そして1898年の北京条約によって中国側から割譲されたことによるが¹⁸、それまでの香港は、「ごく一部の農民、漁師、および海賊によって占領されるような注目に値しない場所」であった¹⁹。そのため、イギリスへの移住は、中国大陆では17世紀にまで遡るものの²⁰、香港からの大規模な移住は、植民地化後に港湾基盤整備が進められ²¹、「香港系」が船員として雇用されるようになるまで待たなければならなかった²²。

尚、船員という仕事は、貧困で苦しむ「香港系」にとって魅力であり²³、とりわけ彼らは移住を「ライフライン²⁴」と考えていたため、低賃金であっても好んで応募し、採用された²⁵。そして、彼らは後述する第2次世界大戦後の香港からの大規模移住で「先導者」としての役割を果たすことになる²⁶。

そして、彼らは1880年頃にはロンドンの東にあるドックランド地区や、リバプールのピット・ストリートとクリーブランドスクエアといった水辺の近くに「クラスター」を作って集住したことで、これが今日の「中国系」の二大集住拠点であるロンドン都市圏とマンチェスター都市圏および

マーシー川周辺地域の基礎を築く役割も果たしていった²⁷。

一方で、当時の職業の中心は、レストラン・ビジネスではなく、船員のほかランドリー・ビジネスであった（表3・4参照）。とはいえ、「中国系」によるレストラン・ビジネスも一部存在したが、対象の客は専ら「中国系」で、細々と経営する状態であった²⁸。

しかし、第二次世界大戦後になると、後述するイギリスの外国料理ブームと、同時期に重なった香港や周辺地域の政治・経済・社会的変動によって、大規模な移住が行われるようになる。ここで表3の1931年のイギリスにおける中国系人口と、表5の1951年の人口を比較するが、このデータからその間に香港を中心に大規模な移住が行われていることが確認できる。また、Liによれば1956年か

表 3 1851 年～1931 年における「中国系」のイギリス居住人口と状況（単位:人）

年	人口	説明事項
1851	78	全中国人はロンドンに居住。
1861	147	ロンドンその外にも居住開始。
1871	202	低賃金労働者として従事。
1881	—	—
1891	582	—
1901	387	居住者の80%が独身男性で、主に20～35歳の船員が中心。
1911	1,319	これに加え、4595人の中国出身の船員が、イギリス商船隊の船員として任務に就く。
1921	2,419	547人のランドリー・ビジネスに従事する男性、455人の船員男性、26人のレストラン従事者を含んだ。
1931	1,934	500以上のランドリーがイギリス全土に存在し、ロンドンのソーホー地区に2、3個のレストランが存在した。

(出典) Verma, K, Gajendra. *Chinese adolescents in Britain and Hong Kong : identity and aspirations*, (Ashgate,1999), p.9.

表 4 1901 年から 1931 年までのイングランドにおける「中国系」の船員及びランドリー・ビジネスに従事する者の人口比（単位:人）

年	船員	ランドリー・ビジネス
1901	237	27
1911	480	351
1921	455	547
1931	477	531

(出典) Benton Gregor, Gomez Edmund. *The Chinese in Britain, 1800-present : economy, transnationalism, identity*, (Palgrave Macmillan, 2011), p.70.

表 5 第二次世界大戦後のイギリスにおける「中国系」の人口（単位:人）

年	中国	香港	シンガポール	マレーシア	全体
1951	8,636	3,459	3,255	4,046	19,396
1961	9,192	10,222	9,820	9,516	38,750
1971	13,495	29,520	27,335	25,680	96,030
1981	17,569	58,917	32,447	45,430	154,363

(出典) 表 4 に同じ、p.74.

ら1965年の間ではイギリスにきた中国人の90%以上が、こうした香港からの入国者であったとも指摘している²⁹。

一方で、当初の訪英形態はイギリスに容易に出入国出来ることもあり、平均20年程度の長期就労、いわゆる「出稼ぎ」が中心であった³⁰。そのため、来英者の殆どは男性であり、彼らはイギリスに居住する同族のつてを頼ってイギリスに移住した³¹。そして、彼らは当時のイギリスの外国料理ブーム等で主要な職業の一つとなっていたレストランのコックの職を得て、寄宿舎に住みながら、稼いだ賃金を本国の家族に定期的に仕送りをしていた³²。

結果、香港では仕送りをもとに「英貨住宅」と呼ばれる高価な住宅が数多く建てられ、こうしたことが「出稼ぎ」の魅力をさらに掻きたてることに繋がった³³。（図表6参照）そのため、中には「警官という人気の高い職業をなげうってまで出稼ぎに行った者もいた」と言われている³⁴。

ところが、この渡英形態は大陸の文化大革命による香港の政治不安やイギリスの移民受入れ制限

の強化等により、出稼ぎは定住へと変化していく³⁵。とくに、1962年連邦移民法、1968年の子供の母親同伴規制、1971年の妻や子供の移住規制等の相次ぐ受け入れ規制は、これまでの男性中心で、かつ平均20年程度「出稼ぎ」をして本国に帰る形態を、家族が皆イギリスに定住する形態へシフトさせることになった³⁶。（表7）

一方、中華料理店の数は、こうした入国制限に関わらず増加・拡大の一途を辿る。とくに1960年代後半には「テイクアウェイ・ショップ」と呼ばれる、家族単位で経営できる安価な持ち帰り用の店舗形態は、レストラン形態の中華料理店の1/3の費用で開業できるというメリットがあり³⁷、こうした店舗は都市部の中華料理店の飽和状態に伴い、郊外や小規模の町へと広がっていった³⁸。

そして1980年代になると、これまで発展途上地域であった香港がアジアNIEsの一つとして急速に経済発展を進めていく中、イギリスでは1960年代以降「イギリス病」と呼ばれる政治経済の停滞が約20年継続し、イギリスと香港の地位関係に変化が生じるようになる。

図表 6 1970 年の香港の移民母村、「新田地区」における

英貨住宅の戸数(単位:戸)とその割合(単位:%)、及び英貨住宅の写真

下位集落	総家屋数	英貨住宅の数	比率(%)	
東鎮圍	110	12	10.9%	
新龍村	27	5	18.5%	
安龍村	74	27	36.5%	
蕃田村	301	66	21.9%	
永平村	72	8	11.1%	
仁壽圍	168	30	17.9%	
合計	752	148	19.7%	

（出典）ワトソン・L・ジェームズ(著)、瀬川 昌久(訳)『移民と宗族—香港とロンドンの文氏一族』（阿吽社・1995年）146-147 頁の間（頁番号なし）、170 頁。

表 7 1962 年から 1968 年までの香港出身からの扶養家族に発給された入国許可書数（単位：枚）

年	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
許可書数	135	285	659	845	1,122	1,211	833

（出典）佐久間孝正『変貌する多民族国家イギリス～「多文化」・「多分化」に揺れる教育～』（明石書店・1998年）337 頁。

まず、産業分野では香港銀行がイギリスのミッドランド銀行を買収し、ロンドンの商業センターは香港の大富豪によって購入されるなど、香港から英国への投資が増加した³⁹。そして、人の移動についても、「香港系」の若者の中には就職先を経済が発展し自身の英語力が活用できる香港に戻ろうとする者が現れるようになった⁴⁰。一方で、これまで香港で生まれ育ち、経済的豊かさを享受できた者は、今度は「子に高いレベルの教育を施す」という目的のためにイギリスの寄宿学校に通わせるようになった⁴¹。

やがて1990年代に入ると、1998年に迫った中国への香港返還を受け、イギリスへの大量出国が懸念されたものの、イギリス政府は1990年の国籍法によって入国者を5万家族に制限したことで、約30万人とも言われる香港人の出国者の大半はカナダやオーストラリア、アメリカへと向かうことになった⁴²。また、最近では香港で暮らす第一世代の両親をイギリスに呼び寄せるケースが増加している⁴³。そのため、今日に至る「香港系」の移住動機は、経済的動機から投機的・教育的動機、そして介護的動機へと時代の変化に伴い変容・多様化してきている。

2.2 現状分析—「香港系」の経済的・社会的統合状況—

本節では、90年代以降の「香港系」の経済的・社会的地位について分析する。それにあたり、ここでは「A 社会的地位」、「B 居住分布」、「C 交友関係とエスニック・アイデンティティ」の3つに分け検証する。

2.2.1 経済的・社会的地位

当項では、「香港系」の社会的地位を検証する指標として、さらに「学歴と成績状況」、「収入」、「職業選択状況」、「失業率」の4つの項目に分けて検証する。

2.2.1a 学歴と成績状況

まず「学歴と成績状況」について分析をする。とくに、高い学歴は、高収入を得る職業に就くためには必要の手段と言える。

ここで表8を参照するが、これは1991年のイギリス国勢調査における「中国系と白人の間の教育資格の習得度」の比較を示したものである。

この表を見ると、「Aレベル」と言われる大学進学に必要な資格の保持者の割合は、18～29歳の

表8 白人と中国系における教育資格の習得度(1991)

	白人	中国系
18歳以上の人口(千人)	40,559.6	115.2
Aレベル及びそれに相当するレベル	5,416.60	29.7
Aレベル以上	365.0	4.6
大卒以上	2,489.30	14.4
大学院以上	2,562.30	10.7
Aレベル以上の資格保持者の年齢分布(%)	21.4	39.9
18-29歳	40.4	49.4
30-34歳	26.2	10.7
45歳から年金資格年齢まで	12.4	1.0
18歳以上全員	100.0	100.0
各年齢集団におけるAレベル以上の資格保持者が占める割合(%)		
18-29歳	12.5	27.9
30-44歳	19.7	31.8
45歳から年金資格年齢まで	14.0	15.5
年金受給者	6.6	4.0
18歳以上全員	13.4	25.8

(出典) 山本須美子『文化境界とアイデンティティ～ロンドンの中国系第二世代～』(九州大学出版会・2002年) 65頁。

白人では40.4%である一方、同年層の「中国系」は49.4%と、白人よりも約9%高い値を示している。また、游仲勲によれば「中国系」の約28%が高学歴であるとされ⁴⁴、「中国系」の学力の高さが確認できる。

さらに、山本によれば、16歳から24歳の「中国系」の86%が学生であり、白人の25.8%を大きく上回っている点を指摘している⁴⁵。

しかし、45歳以上から年金資格年齢までのAレベル資格取得者は、白人は12.4%に対し、「中国系」はわずか1.0%と、一世世代と二世世代の学歴の差が大きく開いていることも分かる⁴⁶。

続いて、他のエスニック・マイノリティと比較した「中国系」の位置付けについて検証する。表9を見ると、「中国系」は年齢が若くなるほど有学歴者や高学歴資格取得者が増加しており、1991年の時と同様の傾向を知ることが出来る。

そして、National Statisticsの” Social Focus in Brief⁴⁷”における2001年から2002年の分析では、この高学歴資格の取得傾向が「中国系」のほか一部のエスニック・マイノリティにおいても見られると指摘している。とくに「中国系」に加えた、「インド系」、「ブラック・アフリカン」、その他の「アジア系」も、白人と同程度、もしくは白人より高い資格を取得する傾向があるとされる。

一方で、同著では無学歴資格者については、男子では「カリブ系」が、女子では「パキスタン系」と「バングラディッシュ系」が多いと指摘する。このことをグループ別の割合で見ると、「パキスタン系」では7%の男性と40%の女性が、「バングラディッシュ系」では、40%の男性と

48%の女性が該当する。そのため、エスニック・マイノリティには、白人より高い学歴を持つ者も存在しながら無学歴資格者も多く存在する傾向があることもエスニック・マイノリティの特徴とされる。

尚、「中国系」の高い成績状況は、「2001年におけるGCSEエスニック集団男女別成績」でも確認でき、上位から順に、「中国系女子、中国系男子、インド系女子、インド系男子、白人女子、バングラディッシュ系女子、白人男子…」と、1位と2位を「中国系」が占める結果となっている⁴⁸。

また、同GCSEの2002年の結果では、A～Cグレードを5つ以上取得している「中国系」の割合が、男子では71%、女子では77%が該当する結果となっている⁴⁹。

2.2.1b 収入

次に、収入について表9「エスニック・グループ別の1人は受給者がいる家庭の平均週給」に着目する。この表に示されるように「中国系」は白人と比べても高い平均週給を得ていることが分かる。尚、ここで比較例として初等学校教師の平均週給：394ポンド、中等学校教師の平均週給：427ポンド、ロンドン首都圏の住人の平均週給：415ポンドを提示するが、「中国系」は他のイギリス国民と比べても低くない給与を得ており⁵⁰、別の研究では、白人を含む全人種中最高とする指摘もなされている⁵¹。

一方で、この収入は一週間に1日13時間から14時間の長時間労働という特徴⁵²を持つ、レストラン・ビジネス勤務の対価とする見方も可能である。

表9 エスニック・グループ別の1人は受給者がいる家庭の平均週給

エスニック・グループ	週給(£)
チャイニーズ	413
白人	395
カリブ	327
南インド	367
アフリカ系アジア	380
インド・パキスタン・バングラディッシュ	245

(出典) 表8に同じ、95頁より作成。

2.2.1c 職業選択状況

この項では「職業選択状況」を検証する。ここでは、一世世代が家計の中心的な担い手であった1983年の資料と、二世世代が中心的に活躍する2000年以降の資料をもとに、二世世代の比較分析を行う。まず、表10を見ると、1983年では外国生まれの「中国系」、いわゆる一世世代の56.7%がレストランビジネスへ極端に集中していることが分かる。また、その勤務形態も表11で示されるよう、自営業が中心であることがわかる⁵³。

では、ここで2000年以降の状況を分析する。表12を見ると、表10の「レストランビジネス」にあたる「ホテル・レストラン業」に従事する人口は依然高いものの、従事する人の割合は年々減少しており、それに代わって表13が示すように様々な職種に進出していることが分かる。尚、Chan Yiu, Chan Christineの研究においてもレストラン・ビ

ジネスに従事する「中国系」の割合は、1985年の90%から1994年には67%、そして1996年には55%と年々低くなっている点を指摘しているほか⁵⁴、山本も「中国系」人口に占める自営業者の割合がわずかに19%である点を指摘している⁵⁵。

こうした中で、近年の「中国系」の職業はホワイトカラー層や中流階級の専門職が多いことが特徴である⁵⁶。このことは表13において金融・行政・教育・医療関連の専門職や管理職に就く者が多いことから確認できる。また、山本によれば専門職や管理職に就いている経済活動の可能な中国系男性は全体の46%、女性は30%で、白人男性の30%、女性の16%を大幅に上回る点を指摘しており⁵⁷、Parkerも男性の7.3%がエンジニア等の科学分野に集中し、女性の11.3パーセントが健康関連の専門職に就いている点を指摘している⁵⁸。

表 10 外国生まれのエスニック・グループのグループ別就業産業の割合(1983 年)

(単位:%)

	中国系	インド系	パキスタン系	アフリカ系アジア	カリブ系	アイルランド系	イギリス白人
農林水産関係	0.5	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	2.1
エネルギー関係	0.7	0.9	0.4	0.9	1.2	2.0	3.3
鉱物資源関係	0.9	2.9	5.7	1.8	2.9	2.3	3.5
金属関係	3.5	16.4	14.0	15.9	13.6	9.4	11.0
他、製造業	2.8	18.3	22.7	10.0	8.8	6.4	9.3
建設関係	0.9	2.5	1.4	2.0	5.1	16.3	7.7
レストラン・ビジネス	56.7	25.0	28.7	32.7	9.7	15.2	17.0
運輸・交通関係	3.2	9.7	13.4	8.4	11.6	6.4	6.5
金融関係	7.9	6.8	4.5	12.0	5.3	7.1	8.9
その他	22.9	17.6	9.3	16.1	41.7	34.3	30.6
総数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出典) Cheng Yuan. *Education and class : Chinese in Britain and the United States*, (Avebury Ashgate, 1994), p.126.

表 11 外国生まれのエスニック・グループ別の自営業者の割合(1983 年)

	自営業者(%)	被雇用者(%)	総数(%)
中国系	31.3	68.8	100.0
インド系	20.9	79.1	100.0
パキスタン系	23.9	76.1	100.0
アフリカ系アジア	22.3	77.7	100.0
カリブ系	5.4	94.6	100.0
アイルランド系	13.6	86.4	100.0
イギリス白人	12.5	87.5	100.0

(出典) 表 10 に同じ、p.124.

表 12 イングランドとウェールズにおけるエスニック・グループ別の選択業種(2001)

(単位:人)

	総数	イギリス白人	インド系	パキスタン系	バングラディッシュ系	その他、アジア系 (中国系は含まず)	カリブ系黒人	アフリカ黒人	その他黒人	中国系	その他
総数	23,627,758	21,016,042	471,250	180,409	61,671	98,809	251,554	175,176	31,808	96,642	88,329
農林業・狩猟	355,242	345,225	639	449	132	170	442	259	79	273	297
漁業	5,774	5,561	15	5	4	6	4	18	0	11	3
鉱業	59,391	55,373	409	104	31	127	215	200	14	117	133
製造業	3,534,146	3,248,343	75,491	29,844	4,532	10,292	24,466	9,885	2,502	5,957	8,103
電気・ガス・水道関係	171,695	159,005	3,009	1,065	185	393	1,245	624	131	333	244
建設業	1,600,059	1,498,310	12,648	3,589	796	2,495	11,241	3,431	1,144	1,327	1,453
卸売業・修理業関係	3,975,371	3,554,471	112,637	43,443	11,805	22,130	33,397	24,596	5,187	11,454	12,754
ホテル・レストラン業	1,125,429	914,352	16,643	11,435	21,519	6,885	9,834	10,850	1,745	33,031	10,713
運輸・通信業	1,655,384	1,448,613	43,391	24,971	3,089	7,863	23,224	15,293	2,530	3,831	5,917
金融業	1,117,011	870,161	28,307	7,733	2,290	4,099	12,293	7,110	1,339	5,266	4,803
不動産・住宅サービス関係	3,065,284	2,654,335	69,176	21,505	5,261	13,867	36,922	33,681	4,616	14,074	11,479
公務員	1,351,471	1,228,749	21,348	6,702	2,081	6,060	19,171	11,443	2,434	2,213	2,529
教育関係	1,832,881	1,641,598	23,018	10,316	3,672	5,409	18,050	10,246	2,278	5,666	5,403
医療福祉関係	2,554,943	2,210,058	50,139	13,909	4,543	15,273	47,291	38,774	5,676	9,899	18,628
その他	1,223,677	1,081,888	14,380	5,339	1,721	3,741	13,759	8,796	2,233	3,190	5,870

(出典) “Census 2001 National Report for England and Wales” Office for National Statistics
(<http://www.ons.gov.uk/>) より作成。

表 13 2010 年 1 月～12 月のロンドンにおけるエスニック・グループ別就業職種 (単位:人)

	白人	アジア系	黒人	中国系	その他	総数
大規模組織の管理職や執行役(Directors & chief execs of major orgs)	14,368	915				15,283
製造・メンテナンス業の管理職(Prod works & maintenance managers)	20,683	878	1,493		1,103	24,655
建設業の管理職(Managers in construction)	19,377	2,001				22,363
金融業の管理職、公認秘書(Financial managers & chartered secs)	41,114	7,064		1,663	1,151	51,767
マーケティングセールスの管理職(Marketing and sales managers)	58,074	9,388	3,248			72,290
購買担当管理職(Purchasing managers)	2,813	853				4,395
広報・PRの管理職(Advertising & public rel managers)	18,449	934				20,964
人事部門の管理職(Pers training & ind rel mngers)	12,961	1,970				16,343
広報・情報技術の管理職(Info & communication technol mngers)	33,858	7,739			2,184	46,888
研究開発関係の管理職(Research and development managers)	4,743	920				6,343
カスタマーケアの管理職(Customer care managers)	7,399	1,742				9,141
金融組織の管理職(Financial institution managers)	19,211	4,401				25,879
オフィスの管理職(Office managers)	16,830	2,271	1,286		1,107	22,805
倉庫業管理職(Storage and warehouse managers)	2,747	1,059				3,806
卸売業管理職(Retail and wholesale managers)	25,400	10,461	1,213			38,223
ヘルスケア業界の管理職(Healthcare practice managers)	1,329	688				3,093
社会福祉業の管理職(Social services managers)	3,293		1,602			6,223
レストラン・配膳業のマネージャー(Restaurant and catering managers)	8,050	3,697	1,177	1,317		15,315
土地・住宅取引関連業の管理職(Property, housing and land managers)	12,434	1,170	1,727			16,217
ディーラー(Shopkeepers, wholesale & retail deals)	5,840	6,070	1,133		956	13,999
バイオ関連の科学者(Bio scientists and biochemists)	8,505	3,064				12,536
電気技師(Electrical engineers)	4,271		1,231			5,502
IT関連専門職(IT strategy and planning prfnsnals)	18,765	5,915	2,160			28,091
ソフトウェア専門職(Software professionals)	32,037	9,988	4,455			47,831
医師(Medical practitioners)	16,024	5,491	2,075	1,077	1,515	27,637
薬剤師及び薬理学関係者(Pharmacists & Pharmacologists)	974	2,663	804			4,441
眼鏡技師(Ophthalmic opticians)		1,231				1,231
歯科医(Dental practitioners)	1,522					2,963
高等教育指導専門職(Higher educ teaching prfnsnals)	13,785	815			693	16,233
継続教育指導専門職(Further educ teaching prfnsnals)	11,791	800	1,415			15,182
中等教育指導専門職(Secondary educn teaching prfnsnals)	34,129	4,382	4,272		1,091	44,892
初等・就学前教育指導専門職(Prim & snrs educn teaching prfnsnals)	37,590	1,782	4,741		1,790	47,618
教育専門職(Teaching professionals n.e.c.)	16,679	1,308			1,261	21,033
研究職(Reseachers n.e.c.)	4,367	893				5,859
司法専門職(Solic & lawyers, judges & coroners)	43,018	2,833	902		1,468	49,275
公認会計士(Charered and certified accountants)	21,998	2,514	2,361		857	28,454
管理会計士(Management accountants)	14,182	930	928			16,893
ソーシャルワーカー(Social workers)	8,417		4,602			14,669
聖職者(Clergy)	3,760		1,363			6,166
IT技術者(IT operations technicians)	9,232	2,764				14,071
IT顧客サポート技術者(IT user support technicians)	4,832	1,115				7,107
看護士(Nurses)	16,854	5,614	9,963		1,941	35,879
助産師(Midwives)			785			2,018
眼鏡店員(Dispensing opticians)		1,389				1,389
調剤師(Pharmaceutical dispensers)		2,722				4,714
心理療法士(Therapists n.e.c.)	10,341		1,195			12,083
青年地域コミュニティ関連従業者(Youth and community workers)	7,325	1,621	1,290			10,236
住宅福祉関連組織職員(Housing and welfare officers)	11,663	1,564	5,002		656	20,218
刑務官(Prison serv off)	2,285	956				3,241
作家(Authors, writers)	19,864	1,421	909			22,194
グラフィックデザイナー(Graphic designers)	14,647		1,022			17,141
服飾・製品デザイナー(Product, clothing & related dsgrs)	10,993	1,390	974			13,357
放送準専門職(Broadcasting associate prfnsnals)	20,903		1,972			24,008
法律準専門職(Legal associate professionals)	6,412	1,227				8,486
評価販売人(Brokers)	15,023	1,162				18,265

金融投資アナリスト等 (Fin. & invest. analyst & advisers)	27,181	7,165				36,495
税理士 (Taxation experts)	3,110	1,107				5,420
金融会計技術者 (Financial and accounting techs)	3,056	1,487				5,443
ビジネス関連専門職 (Business & related assoc. profs. nec.)	17,688	1,062	3,520			23,868
購買担当者 (Buyers and purchasing officers)	4,814	1,616				8,277
営業セールスマン (Sales representatives)	10,643		1,588			13,481
マーケティング関連専門職 (Marketing associate professionals)	20,493	1,755	1,957			26,544
不動産業従事者または競売人 (Estate agents, auctioneers)		4,273				8,195
公共サービス関連専門職 (Public serv. associate professionals)	7,306	1,140	2,084		996	12,106
人事担当者 (Personnel & ind. relations offs)	14,640	3,399				20,766
販売指導員 (Vocatn. & indust. trainrs. & instrctrs)	4,527		1,285			6,894
市民サービス執行職員 (Civil Srvce executive officers)	5,427	2,591				9,425
市民サービス職員及び補佐役 (Civil Serv admin. offrs. & assists)	8,111	3,268	3,565			16,620
地方自治体の事務職員及び補佐役 (Local gov. clerical offrs. & assists)	6,714	1,658	3,229			11,601
非政府組織の職員 (Officers non-gov. organisations)	7,082		1,724			10,128
会計・給与・簿記担当の事務職員 (Accts. wages clerk, bookkeeper)	40,053	5,474	6,605	1,021	1,551	55,897
レジ・フロント等のカウンター担当事務職員 (Counter clerks)	9,387	5,520	1,480			17,896
記録担当の事務職員 (Filing & othr. recd. assists. & clerks)	7,703	1,973	1,641			12,089
年金・保険取扱関係の事務職員 (Pensions and insurance secretaries)	2,630	1,023				4,233
在庫管理担当の事務職員 (Stocks control clerks)	5,030		2,559			8,762
一般的な会社の事務職員や補佐 (General office assistants or clerks)	49,444	5,613	8,277		1,353	66,157
医療秘書 (Medical secretaries)	4,360	1,138	1,043			7,218
法務秘書 (Legal secretaries)	6,034		1,600			8,106
その他、専門能力が必要な秘書や補佐 (Personal assists. & othr. secretaries)	25,487	2,215	2,031		647	30,380
受付係 (Receptionists)	17,242	3,950	3,554			26,103
電気工 (Electricians, electrical fitters)	18,351		2,370			21,549
通信関係の技術工 (Telecommunications engineers)	2,595	1,273				5,102
建築技術工 (Construction trades n.e.c.)	12,842	2,727	1,115			17,816
塗装・装飾工 (Painters and decorators)	8,159		853			9,956
料理人 (Chefs, cooks)	10,765	5,564	2,669		1,594	22,180
準看護士 (Nursing auxiliaries and assistants)	6,022	1,480	4,705			13,416
介護福祉士 (Care assistants and home carers)	18,962	3,284	9,304			32,020
保育士 (Nursery nurses)	7,894		2,114			11,648
託児所職員 (Childminders and rel. occupations)	15,149	990	1,270			18,163
教育補助員 (Educational assistants)	39,363	5,767	6,674		1,172	53,953
客室乗務員等、航空関係補助員 (Air travel assistants)	4,464			819		7,078
車掌等、鉄道関係補助員 (Rail travel assistants)	1,279	811	1,347			3,437
美容師 (Hairdressers, barbers)	7,670		1,230			9,631
販売卸売補助員 (Sales and retail assistants)	54,814	21,461	14,092		4,108	96,465
店舗会計係 (Retail cashiers / check-out operators)	9,733	9,658	3,301			23,974
テレフォンポインター (Telephone sales persons)	2,463	1,307				4,996
顧客サポート職員 (Customer care occupations)	15,391	7,741	6,021			30,038
金属及び機械操作 (Metal working machine operatives)	621	993				1,614
裁縫工 (Sewing machinists)		970				970
トラック運転手 (Van drivers)	10,307	1,965	2,502			16,484
バスの運転手 (Bus and coach drivers)	5,160	3,305	3,825			13,768
タクシードライバー等 (Taxi, cab drivers and chauffeurs)	15,993	6,566	2,485		1,736	26,780
パイロット (Air transport operatives)	1,384	1,848				3,232
交通運転者 (Transport operatives n.e.c.)			1,265			2,453
ボトル等の充填工 (Packers, bottlers, canners, fillers)		2,168				3,834
郵便事業関係職員 (Post wrkr, mail sort, msgng. courir)	9,788		4,945			18,355
食堂及び配膳補助 (Kitchen and catering assistants)	6,750	3,266	2,926		2,454	16,527
ウェ이터及びウェイトレス (Waiters, Waitress)	7,086	2,363	1,365			11,991
レジャー施設のアテンダント (Leisure and theme park attendants)			1,050			1,805
清掃員 (Cleaners, domestics)	13,546		6,745		2,216	24,173
洗濯業 (Laundresses, dry cleaners, pressers)		2,160				3,173
警備員 (Security guards and rel. occupations)	8,170	4,036	8,034			21,295
学校の用務員 (school mid-day assistants)	5,963	2,038				8,772
商品陳列係 (Shelf fillers)	2,130	1,501	977			4,608
単純販売の仕事 (Elementary sales occupations nec.)	2,887		1,360			6,127
総数 (Total)	2,012,612	359,548	264,758	25,203	82,433	2,801,020

(注) 空欄箇所は、データが欠如するか少数であるため記載されていない。

当該資料はページ数の制約から、白人のみが就業している、もしくは白人のみ数が明らかな職業、いずれのエスニック・グループでも就業数が確認できない項目を省略している。

(出典) “Annual Population Survey January - December 2010” Office for National Statistics

(<http://www.ons.gov.uk/>)より作成。

2.2.1d 失業率

ここで、表14を参照する。この表が示すよう、「中国系」の失業率は、他のエスニック・グループ、とくに白人と比較しても同程度に抑えられていることが分かる。尚、このことはChanも中国人社会の失業率が約6%と、全国平均と比べてはるかに低い点を指摘しているほか⁵⁹、游も失業率は

「白人を含むイギリス各人種中～失業率は最低である」とも指摘している⁶⁰。

しかし、イギリスは高い失業率で知られる国でもあり、「中国系」の中にも学校を抜け出してイギリスの失業手当受給者の列に参加している事実も存在する⁶¹。

そのため、彼らの中には大学卒業後に自営業を

表 14 イギリスにおける 2012 年 6～9 月末におけるエスニック・グループ別失業率 (単位:%)

16歳から34歳								
白人	混血	インド系	パキスタン系	バングラディッシュ系	中国系	その他アジア系	黒人/アフリカ/カリブ系	その他
13	17	15	19	25	19	13	23	15
35歳から59歳								
5	8	6	10	8	5	10	11	12

(出典) “Labour Force Survey 2012”. Office for National Statistics

(http://www.ons.gov.uk/)より作成。

中心としたレストラン・ビジネスへのリターンを「合理的な移動」と見なす者もあり⁶²、このことが低い失業率と彼らの経済的・社会的安定につながっていると言える。

尚、このように、失業者を家族経営の従業員として取り込む背景には、「一家の中で失業者が生まれることを『恥』と捉える」文化も作用しているという指摘も存在する⁶³。そのため、「偽装失業⁶⁴」として、実際にはどの程度「失業者」がいるのか測定が困難となる状況も発生している。

とは言え、山本が二世世代に行った就職活動に関する聞き取り調査では、イギリスにおいて中国人は「とても知的で良く働き、問題を起こさない人達」として、「良いイメージを持たれている」ということが示されており⁶⁵、こうしたプラスイメージが失業率の低下にもたらす側面も考えられる。

2.2.2 居住分布

ここでは、「統合」を示す別の指標として、「散住」の度合いについて検証を進める。その理由には、散住傾向が高まればイギリス社会に溶け込んで生活をする必要性が増すために、このことが「統合」と大きな関連性があると言えるからだ。

2.2.2a 全国分布

イギリスにおける「中国系」の人口分布は、南西部と、北西部に人口が集中している⁶⁶。尚、これらの地域は前者についてはロンドン首都圏を包摂し、後者はマンチェスター都市圏とマージー川周辺地域を包摂しており、これらは「中国系」の古くからの拠点であったロンドンとリバプールにも一致する。(表15)

そして、表15を他のエスニック・グループと比較分析すると、「中国系」が白人に続いて全国に

表 15 イギリスにおけるエスニック・マイノリティ別の全国分布割合(1991) (単位:%)

地域	中国系	インド系	パキスタン系	バングラディッシュ系	カリブ系	アフリカ系	白人
イングランド・ウェールズ	93.3	98.8	95.6	99.3	99.8	98.7	90.5
イングランド	90.3	98.0	94.4	97.0	99.1	97.4	85.1
北部	3.2	0.9	2.0	2.2	0.2	0.7	5.8
ヨークシャー及びハンバーサイド	5.2	4.8	19.9	5.1	4.3	2.3	8.9
イースト・ミッドランズ	4.8	11.8	3.7	2.6	4.9	1.6	7.3
イースト・アングリア	2.4	0.8	1.2	1.0	1.0	1.1	3.8
南東部	53.1	52.9	29.9	63.6	66.3	83.5	29.9
ロンドン首都圏	36.1	41.3	18.4	52.7	58.2	77.1	10.3
インナー・ロンドン	18.1	8.8	6.1	43.6	35.6	51.3	3.6
アウター・ロンドン	18.0	32.5	12.3	9.0	22.6	25.7	6.7
その他の南東部	17.2	11.6	11.5	11.0	8.1	6.4	19.6
南西部	4.3	1.3	0.8	1.4	2.5	1.3	8.8
ウェスト・ミッドランド	6.1	18.9	20.7	11.9	15.6	2.5	9.1
北西部	11.1	6.6	16.2	9.1	4.3	4.4	11.6
マンチェスター都市圏	5.3	3.5	10.4	7.0	3.4	2.5	4.5
マージーサイド	3.6	0.3	0.2	0.4	0.4	1.4	2.7
その他	2.2	2.8	5.6	1.7	0.5	0.6	4.4
ウェールズ	3.1	0.8	1.2	2.3	0.7	1.3	5.4
スコットランド	6.7	1.2	4.4	0.7	0.2	1.3	9.5
全国都市部	64.6	75.6	77.5	84.0	86.3	88.7	42.0
全国非都市部	35.4	24.4	22.5	16.0	13.7	11.3	58.0

(出典) 山本須美子『文化境界とアイデンティティ～ロンドンの中国系二世世代～』

(九州大学出版会・2002年) 44頁。

分散していることが分かる。とくに「カリブ系」との比較では、彼らの99.1%がイングランドに居住し、そのうち58.2%がロンドン首都圏に居住する一方で、「中国系」のロンドン首都圏の居住人口の比率は僅か36.1%に過ぎず、スコットランドやウェールズにもそれぞれ6.7%、3.1%が居住していることが分かる。

また、Amanda Whiteによれば「中国系」は人口が少ないながらもイングランド、スコットランド、ウェールズで全人口の0.3%を構成する唯一のエスニック・マイノリティであるとも指摘しており⁶⁷、2011年の国勢調査で得られた表16においても、散住傾向は継続して見られる。

2.2.2b 都市部への集住割合

続いて、表17は1985年のイギリスにおけるエスニック・マイノリティ別の「都市圏」（都市カウンティ）への集住割合を示したものであり、表

18は2001年における調査で、居住地域をより細かく、かつ人口数で分析したものである。ここで表17をみると、「中国系」以外のエスニック・マイノリティは「カリブ系」を筆頭に都市部への集中がみられるのに対し、「中国系」は僅か51%しかおらず、順位が一番近い「インド系」とも14%もの差が開いていることが分かる。そのため、Liによると「中国系」の人口の約半分は都市エリアの外に居住していることを見積もっており⁶⁸、この傾向は2001年（表18）でも顕著に見受けられる。また「中国系」の人口は、いかなる地域あるいは大都市においても全人口の0.8%を超えていることがなく⁶⁹、こうした散住の傾向から、中華料理店は、5000人以上の町に最低1軒は存在するとさえ言われる⁷⁰。

2.2.3 交友関係とエスニック・アイデンティティ

最後に「香港系」を含む「中国系」が、90年代

表 16 2011 年のイングランドとウェールズにおけるエスニック・グループ別の居住地域

(単位:人)

地域	全人口	イギリス白人	インド系	パキスタン系	バングラディッシュ系	中国系	その他アジア系	アフリカ系黒人	カリブ系黒人	その他黒人
イングランド・ウェールズ	56,075,912	45,134,686	1,412,958	1,124,511	447,201	393,141	835,720	989,628	594,825	280,437
イングランド	53,012,456	42,279,236	1,395,702	1,112,282	436,514	379,503	819,402	977,741	591,016	277,857
北東部	2,596,886	2,431,423	15,817	19,831	10,972	14,284	13,695	10,982	1,193	1,045
北西部	7,052,177	6,141,069	107,353	189,436	45,897	48,049	46,750	59,278	23,131	15,460
マンチェスター都市圏	2,682,528	2,141,687	53,461	130,012	34,186	26,079	28,435	44,691	17,767	11,639
ランカシャー	1,171,339	1,050,340	19,212	36,103	5,811	4,811	5,117	1,891	1,789	418
マーゼ・サイド	1,381,189	1,268,277	7,896	2,566	2,366	11,554	6,023	9,792	2,066	2,694
ヨークシャー及びハumberサイド	5,283,733	4,531,137	69,252	225,892	22,424	28,435	39,961	46,033	23,420	10,892
イースト・ミッドランズ	4,533,222	3,871,146	168,928	48,940	13,258	24,404	37,893	41,768	28,913	10,803
ウェスト・ミッドランズ	5,601,847	4,434,333	218,439	227,248	52,477	31,274	74,987	64,253	86,794	31,078
東部	5,846,965	4,986,170	86,736	66,270	32,992	33,503	58,871	69,925	33,614	13,903
ロンドン	8,173,941	3,669,284	542,857	223,797	222,127	124,250	398,515	573,931	344,597	170,112
インナー・ロンドン	3,231,901	1,240,266	109,933	59,890	163,838	65,983	115,549	276,513	173,959	89,709
アウトター・ロンドン	4,942,040	2,429,018	432,924	163,907	58,289	58,267	282,966	297,418	170,638	80,403
南東部	8,634,750	7,358,998	152,132	99,246	27,951	53,061	119,652	87,345	34,225	14,443
南西部	5,288,935	4,855,676	34,188	11,622	8,416	22,243	29,068	24,226	15,129	10,121
ウェールズ	3,063,456	2,855,450	17,256	12,229	10,687	13,638	16,318	11,887	3,809	2,580

(出典) "2011 Census: Ethnic group, local authorities in England and Wales All usual residents" Office for National Statistics (<http://www.ons.gov.uk/>)より作成。

表 17 エスニック・マイノリティ別の都市カウンティへの集住割合(単位:%)

カリブ系	80%
バングラディッシュ系	75%
アフリカ系	71%
パキスタン系	71%
インド系	65%
中国系	51%

(出典) Li Wei. *Three generations, two languages, one family : language choice and language shift in a Chinese community in Britain*, (Multilingual Matters,1994), p.48.

表 18 イングランドにおけるエスニック・グループ別居住分布(2001)

(単位:人)

地域	全人口	イギリス白人	インド系	パキスタン系	バングラディッシュ系	その他アジア系	カリブ系黒人	アフリカ系黒人	その他黒人	中国系	その他
イングランド	49,138,831	42,747,136	1,028,546	706,539	275,394	237,810	561,246	475,938	95,324	220,681	214,619
人口1万人以上の都市部で 郊外が閑散としている	103,132	100,933	75	54	42	26	39	26	16	128	63
町とその周辺区域 郊外が閑散としている	217,659	212,231	139	94	31	42	68	96	50	403	156
村で周辺部が閑散としている	246,281	240,939	103	60	18	40	68	74	34	124	186
小村及び集落で 郊外が閑散としている	145,644	142,382	59	24	12	28	38	53	11	166	101
人口1万人以上の都市部で 郊外も一定数の者が居住	39,528,474	33,485,932	1,005,926	699,460	272,440	230,902	552,476	469,111	92,596	204,945	201,263
町とその周辺区域 郊外も一定数の者が居住	4,229,949	4,080,673	10,996	3,103	1,771	2,879	3,891	2,984	1,212	7,608	5,584
村で郊外も一定数の者が居住	3,287,149	3,167,181	7,395	2,457	759	2,479	3,258	2,191	896	4,318	4,383
小村及び集落で 郊外も一定数の者が居住	1,380,543	1,316,865	3,853	1,287	321	1,414	1,408	1,403	509	2,989	2,883

(出典) “Census 2001 Key Statistics - Rural and urban area classification 2004”

Office for National Statistics (<http://www.ons.gov.uk/>) より作成。

以降、いかなるアイデンティティを持ってイギリスで生活しているのかを分析する。

2.2.3a 交友関係

山本によれば、今日、高学歴化や他業種への参入の傾向が高まる二世世代は、一世世代と「交友関係の広さ」という点で違いが見受けられると指摘している⁷¹。

とくに、二世世代の者は、散住化の中で同じ学校に通う「中国系」の数が最大でも30から40人にしかない環境下で育ったことで⁷²、交友範囲は白人から「カリブ系」といった他のエスニック・グループまで広がっており、就職先も「中国系」以外の人々も多くいる職場で働く傾向を持つ⁷³。

尚、その交友関係の類型としては①「中国系」に親しい友人を持つ者、②「中国系」の友人を全く持たない者、③「中国系」内外に友人を持つ者の3つに分けられ、中でも「10代後半における交

友関係」は、自身のアイデンティティを形成にも影響を与えていると分析している⁷⁴。そして、同氏が調査した「中国系」の中には、25歳に至るまで一度も「中国系」の友達を持たない者の存在も指摘している⁷⁵。

しかしながら、二世世代の結婚相手の選択については、一世世代と同様に「中国系」を選択する傾向があり、友人と配偶者の位置づけの違いが見受けられる⁷⁶。

2.2.3b 自己のエスニック・アイデンティティ

「中国系」のアイデンティティ決定には、「自身の外見」や「言語能力」、「交友関係」、「振る舞い」等の文化的要素も取り入れつつも、「いずれかの文化の親しみの度合い」といった主観的な感情で取捨選択をしながら、主観的かつ流動的に自身のアイデンティティを決定している側面がみられる⁷⁷。

表19は「中国系」が考える自己のエスニック・

表 19 ブリティッシュ・チャイニーズ自身が考えるエスニック・アイデンティティ (単位:%)

	ブリティッシュ・チャイニーズ(総数:362人)
	%
イギリス人であり中国人	60
中国人	36
イギリス人	3
データなし	1

(出典) Verma, K, Gajendra. *Chinese adolescents in Britain and Hong Kong : identity and aspirations*, (Ashgate,1999), p.61.

アイデンティティであるが、この表が示すように、60%の者が「イギリス人」であり「中国人」とであると自己を定義していることが分かる。尚、この選択の背景は様々であり、主要な例としては香港への訪問が一つのきっかけとなっていると言える。彼らは香港へ訪れることで改めて、「広東語は話せても読み書きが出来ないこと」を実感したり、「顔は中国人だけど、心は中国人にもイギリス人にもなりきれていない」といったことを認識すると言われる⁷⁸。

また、山本によれば、香港の経験が自身を「イギリス人」へと向かわせることもあると指摘しており、それには香港の人の物質的な考え方との違いが挙げられている⁷⁹。

一方で、自身を「中国人」と定義した者も、決して安定した自己アイデンティティを持っているわけではなく、そのきっかけも「集団的なシンボル」や「中国的要素」による差異といったものではなく、香港のCDやビデオといったポピュラーカルチャーも含んでいることを指摘している⁸⁰。

【3 経済的・社会的統合に果たしたレストラン・ビジネスの選択背景】

以上、第2章では香港系エスニック・マイノリティのイギリスへの移住の歴史と、現在の経済的・社会的統合状況を検証した。そこで、本章では第二次世界大戦後に大規模移住した「香港系」の多くの者が携わった「レストラン・ビジネス」に着目し、彼らが当該ビジネスを選択した背景について検証する。そして、この章ではその背景を移住

の「プル要因」としてのイギリスの外国料理ブームと食生活の変化、そして、移住の「プッシュ要因」としての香港側の背景の2つに分けて論じることとする。

3.1 移住の「プル要因」としての外国料理ブームと食生活の変化

3.1.1 外国料理ブームの到来

第2章で論じたようにイギリスでは第二次世界大戦後に外国料理ブームが起きたが、背景には、戦争によってアジアなど世界各地に出征したイギリス兵士が、現地で「エキゾチックな」食文化を覚え、帰国後にイギリス人の間で、こうした外国料理に対する関心が高められたことによる⁸¹。なかでも、中華料理は手頃な価格で楽しめたこともあり、人気料理として位置付けられた⁸²。その結果、イギリスにおける中華料理店の数は1945年から1951年の間には、わずか100軒程度であったものが、1957年と1964年の間には800軒程度に急増し（表20）、1960年にはロンドンのソーホー地区にあるチャイナタウンが、今日に続くイギリス最大規模のものとなった⁸³。

また、もう一つの中国人の集住拠点であるリバプールでも、戦前には「中国系」のわずか2%しか従事していなかったレストラン・ビジネスに、1951年には7.8%、1956年には18.4%の者が従事するようになった⁸⁴。

一方、イギリスで外国料理ブームが生じた背景には、先述したもの以外にも複数の要因も関係している。

まず、一つ目が「戦前のイギリス人の食事に対

表 20 イギリスにおける中華料理店の数（単位:軒）

年	店舗数(単位:軒)
1940年以前	30-40
1945-1951	100
1952-1956	300
1957-1964	800
1965-1970	1,000

(出典) Parker David, "Chinese People in Britain: Histories, Futures and Identities", in: Gregor, Benton, Frank, N, Pieke(ed.), *The Chinese in Europe*, (Palgrave Macmillan, 1997), p.76.

する限られた価値観」である。Panayiによれば、「多くのイギリス人は、歴史的に食事の主要目的を単に生きていくためのもの」としか捉えていなかったほか、食事の種類も少なく、その傾向が1945年まで続いていたと指摘する⁸⁵。しかし、戦後にエスニック・マイノリティがレストラン・ビジネスを経営し始めると、イギリス人の食事の捉え方に変化が生じるようになった⁸⁶。

そして、二つ目が戦後の経済復興によって可処分所得が拡大し、食事等への投資が拡大したことである⁸⁷。図表21は、1948年から1968年にかけてのイギリスにおける1人当たりの可処分所得であるが、1950年には1人あたり3,684ポンドであったものが、1960年には4,754ポンドへ上昇していることが分かる。

これにより、高められた生活水準が外食をする余裕につながったと考えられ、また、Flemming Christiansenによれば、香港からの移住者やレストラン・ビジネスの従事者の急増には、とりわけ中産階級的生活水準の変化が影響を与えたと指摘している⁸⁸。

最後に、3つ目に示されるのが、“eating out”、つまり外食文化（習慣）の発展である。この背景には「食事は家の中でするもの」と考えられていたイギリスの食事観や⁸⁹、女性が労働力に組み込まれたことによるライフスタイルの変化などがあ

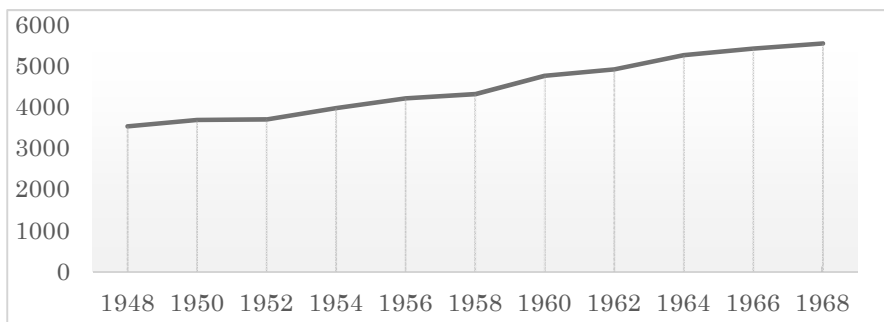
り⁹⁰、このことが外食文化の発展に影響を与えたと言える。

こうした中、中華料理は「外国料理ブーム」の恩恵を大きく受けるものの一つとなり、1974年の調査では、「イギリス人が外食した食べ物のジャンルのうち約9%が中華料理で、毎週約200万食の中華料理が売られた」と言われている⁹¹。そして、その数は「南アジア料理屋やイタリア料理屋の約10倍」であった⁹²。

しかし、なぜ中華料理が外国料理ブームの恩恵を受けることが出来たのか。たしかに、イギリスの「香港系」の人口と中華料理店の数は1950年代にこそ急増したが（表5・表20）、それ以前の人口と店舗数（表3・表20）は、非常に少なかったと言える。このようにイギリス人の目に触れることの少なかった中華料理が、急激に普及した理由は如何なるものであろうか。

この点について、Panayiは中国との地理的な遠さと、イギリス人の持つ東洋のエキゾチックなイメージの関係性を指摘しており、同様の特徴を持つ国としてインドを挙げている⁹³。そのため、同時期にイギリスに多く居住し、イギリスと地理的に近いギリシャ（現キプロス）から来た移民は、エスニック・レストラン・ビジネスの経営に否定的であった。とくに、中華料理が当時グローバル・プロダクトとして認識され、ローカルフード自

図表 21 1948～1968 年におけるイギリスにおける 1 人当たり可処分所得 (単位: £)



年	1948	1950	1952	1954	1956	1958	1960	1962	1964	1966	1968
£	3,530	3,684	3,695	3,971	4,209	4,308	4,754	4,911	5,257	5,414	5,540

(出典) The telegraph “How UK incomes have risen (and fallen) since 1948”, (30/Mar/2011)

(<http://www.telegraph.co.uk/finance/economics/>)より作成。

体がギリシャ国内でも広く浸透していない中でこのビジネスを行うにはリスクが高すぎたため、既に同国人がニッチを築いていたイギリス料理であるフィッシュ・アンド・チップス店の経営にとどまることにしたとされる⁹⁴。

ところで、こうしたイギリス人の外国料理への関心は、こだわりの強いものであったとも言われている。まず、料理は「本場」のものであることが条件であり、調理人やウェ이터、さらには経営者に至るまでエスニック・グループ出身者であることが求められた。そのため、それ以外の者が従事しようものなら信用が集まらず、顧客を得られなかったとさえ言われている⁹⁵。尚、以下の事例はイタリア料理店のものだが、ある商店主はイタリア式のメニュー表記、例えば、ボロネーゼやラビオリといった表記を付けることで、店の売り上げ向上に貢献した点を挙げている⁹⁶。

とは言え、これらの料理が必ずしも「本場の味」であったわけではなく、ある中華料理店関係者が、「30分も練習すれば大丈夫。ショウガとモヤシと陳皮をたっぷり入れろと教え、中華鍋と醤油瓶をもたせりゃ、それで『中華料理』の講習はおしまいさ」と従業員に指導していたように、エスニック料理の「舌」が肥えていないイギリス人には、あくまで「本格的」に見せれば、それだけで好評であった⁹⁷。

3.1.2 1970年代以降の中華料理の定着と変容

1970年以降になると、中華料理のテイク・アウェイショップは、アメリカからのファスト・フード店の進出、いわゆる「McDonaldization⁹⁸」の脅威にさらされることになる。しかし、この脅威にも関わらず、イギリスにおける中華料理店の数は1997年には3000軒のレストランと9000軒のテイク・アウェイショップ⁹⁹、そして2002年のテイク・アウェイショップの数については9500軒に至るほどの増加の一途を辿っている¹⁰⁰。この中華料理人気の背景には何が存在するのであろうか。

その背景には次の三つが挙げられる。その一つが、家族形態の変化である。1999年現在、イギリスの総世帯数のうち約31%が単身者世帯、約34%が2人世帯であることから示されるように¹⁰¹、戦後「外食」というものが家族人数の減少に合わせて、社会活動のひとつとして結びつくようになった点が考えられる。

ここで、表22を参照するが、この表は1964年と1997年におけるイギリス人が家の外で費やす食費の内訳とその総額を示したものである。この表を見ると、料理の多様化もさることながら、外食における出費額も1964年の総額4.8億ポンドから、1997年には136億ポンドへと大幅な伸びを示していることが分かる。

そして、二つ目が、家庭における中華料理の浸

表 22 1964 年と 1997 年のイギリス人全体が家の外で費やす食費の内訳(単位:%)と総額(単位:£)

1964年		1997年	
ホテル等	12.9%	ハンバーガー	8.5%
パブ	9.1%	ピザ・パスタ	6.2%
レストラン・カフェ・スナックバー	45.0%	フィッシュアンドチップス	5.5%
フィッシュ&チップス	12.5%	フライドチキン	3.8%
配膳サービス	4.6%	エスニック・テイクアウト	3.9%
簡易食堂	13.1%	その他、ファスト・フード	1.3%
その他	2.8%	パブ	37.5%
総額(4.8億ポンド)	100.0%	レストラン	19.2%
		店舗にて購入	6.8%
		エスニック料理店	4.5%
		屋台	3.0%
		総額(136億ポンド)	100.0%

(出典) Panayi, Panikos. *Spicing Up Britain: The Multicultural History of British Food*, (Reaktion Books, 2010), pp. 152-153.

透である。この背景には1950年代以降の「台所革命」と呼ばれる、一連の料理に対する考え方の変化や科学技術の発展が挙げられる。このことは戦後の「レシピ本の普及¹⁰²」によって、一般家庭の食卓にエスニック料理が浸透したことに点に加え、「食品加工技術」、とりわけ加工食品の普及¹⁰³によって、調理法や食材の確保が困難であった「中華食品」を容易に調理出来るようになったことが具体的に示される。

とくに、この食品加工技術、とりわけ加工食品の普及については女性の社会進出のニーズに合致したものとして広く受け入れられ¹⁰⁴、「中国系」の中でも加工食品ビジネスに力を入れる者も現れた。例えば、デンマーク華人によって設立されたDaloon社は、1950年代からヨーロッパ人の顧客を対象とした中国スタイルの冷凍食品を生産しており¹⁰⁵、同社は1976年にはイギリスにも国内本社を設立し、マーケットを拡大している¹⁰⁶。

このようにイギリス人の食卓で中華料理が味わえるようになったことは、一般的に各地に分散する特徴を持つテイク・アウェイショップの発展にも一定の役割を果たしたとする見方も可能ではないだろうか。

最後に挙げられるものが1960年代後半のテイク・アウェイショップの出現である¹⁰⁷。先述のようにイギリス全土に分散するこの出店形態は、「各地の中華料理ニーズ¹⁰⁸」に応え、全国的な中華料理の浸透に大きな役割を果たすこととなった。そして、このテイク・アウェイショップは、当業種に該当するイギリスの「ファスト・フードセクター」において、中華料理がその6分の1を構成するに至っている¹⁰⁹。

3.2 移住の「プッシュ要因」

前項では、イギリスの「外国料理ブーム」による移住の「プル要因」を分析した。しかし、「外国料理ブーム」によって「香港系」が多分に恩恵を受けることが予想できたとしても、渡英には決断要素が必要であり、また決断したにせよ、渡航費用などの制約も伴う。そこで、当項では香港側

の「プッシュ要因」に着目し、検証する。

3.2.1 渡英の決断要素—香港の不安定な国内事情—

3.2.1a 中国共産党政権の成立と香港の人口過剰

まず、最初の要因として提示されるのが、香港の人口構造の変化である。大陸では1949年の中国共産党政権の成立により、大陸南部から大量の避難民が香港へ流入した¹¹⁰。その結果、1945年の香港における総人口は約60万人以下であったのに関らず、避難民の流入で人口が2～3倍に増えることになった¹¹¹。

この急激な人口変化により、香港では高い失業率に悩まされることになるが、当時、香港の大部分は農村地帯であり、とりわけ「新界」と呼ばれる香港の大部分を構成する地域の人々の教育レベルは小学校程度であったため、待遇の良い職に就くことは難しかった¹¹²。

その一方で、当時のイギリスは戦後復興で労働力を求めており¹¹³、1948年のイギリス国籍法のもとイギリスに居住の権利を与えられていた香港市民にとって¹¹⁴、移住という高い賃金をもらえる選択肢は「誰もが英国に行きたがった¹¹⁵」魅力的なものであったとされる。

3.2.1b 伝統的農業の衰退と生産手段転換の失敗

2つ目の要因が、香港の伝統的農業の衰退である¹¹⁶。第二次世界大戦前の香港では、稲作に強く依存した小規模農業が行われていた¹¹⁷。しかし、洪水被害や海に面するという地理的な制約の中で作られる米は、「元朗米」と呼ばれる一部の品種を除いて品質が悪かった。そのため、地域によっては「紅米」と呼ばれる塩分を含み市場価格を3割以上も下回る米を通常より30～40日余分に日数をかけて作っていた¹¹⁸。

ところが、第二次世界大戦が終結し、冷戦がはじまるとその経済は大きく変容する。とくに人口の急増に伴う「都市化¹¹⁹」と貨幣経済の進行、東南アジア諸国からの安価で品質の良い米の輸入は、香港の米市場に深刻な影響を与え¹²⁰、代わりに都市向けの商品作物として野菜の生産に転換

（「野菜革命」）されるようになった¹²¹。そのため、1954年以来、米の二期作用地は、20,191エーカーから14,020エーカーにまで減少した¹²²。

ただ、この農業生産の転換は、大陸からの避難民が既して高い農業技術を持っていたために、従来の香港住民との競争を生むことになった¹²³。しかし、従来から香港に居住する人々は畑作に適応できず、中には新しい土地を開拓する技術も意欲もない者も多くいたために、避難民に土地を貸して借地料等で生活する状況になっていく¹²⁴。さらに「宗族」と呼ばれる姓を同じくして共通した祖先をもつ（と考えられている）集団¹²⁵が一定地域に集住する傾向を持っていた当時の香港においては、たとえ自らの居住地が都市部から遠くて地代収入が見込めなかったとしても、低賃金労働者として働くことは「宗族」としてのプライドにそぐわないと考える者もあり、その中で「渡英」という選択は、選択可能な限られたものでもあったとされる¹²⁶。

3.2.1c 政治不安

3つ目の要因は、1949年に成立した中華人民共和国の成立と冷戦の本格化である。香港とは「香港島」を含む236の島に加え、1860年の北京条約における九龍半島、そして1898年の北京条約で99年の期限で借り受けた「新界¹²⁷」と呼ばれる香港の大部分を占める地域から成り立っており、大陸とは陸続きで国境を接している。

そのため、共産党政権である中華人民共和国の成立は、自由主義経済下の香港にとって脅威であり、1951年には英中国境も閉鎖されている¹²⁸。

ただ、政治不安をイギリス移住の要素とした場合、このことは、同じく政治不安を当時抱えていた中国社会の存在する地域、つまり、東南アジアにもあてはまるはずである。しかし、実際にはこの地域からの移住の流れは発生していない。この点についてペイカーは次のように分析している。

共産主義国家になったばかりの中国本土からの

労働者が歓迎されるはずもなく、また国民党政権下の台湾にしても、島の防衛に猫の手を借りたい折だけに労働者を放出するわけは無かった。マラヤとシンガポールは労働者の供給地になりえたが（そして、実際に少数の者がやってきたが）、1948年から1955年にかけてマラヤは非常事態下であり、中国人住民に対しては深い猜疑の目が向けられており、その移動に対しても厳しい制限がかけられていた。また、シンガポールでは、1950年代を通し、強烈な反植民地主義者のリークアンユーが中国系住民に強い影響を与えていた¹²⁹。

その一方で、安い労働力が溢れる香港は最も良い労働供給基地であり¹³⁰、このことが、イギリスにおいて「香港系」が「中国系」の中で支配的なグループを構成することにつながったと考えられる¹³¹。

3.2.2 効率的な移住援助組織の存在と渡航資金制約の緩和

当項では、香港系の「移動」に焦点を当て、彼らの渡英を容易にした背景について分析する。

3.2.2a 宗族・血縁・地縁等の扶助組織によるサポート

まず、背景の一つとして提示できるものが「中国系」の持つ宗族組織や地縁的共通性の存在¹³²、拡大家族概念による特徴¹³³である。「拡大家族」とは家族に祖父母や孫、兄弟夫婦とその孫を含む¹³⁴、いわゆる「核家族」に対をなす家族概念であるが、このエスニック・グループでは、血縁や土地、先祖の共通性に基づき、金銭的サポート等を行っている点が特徴とされる¹³⁵。

こうした中で、渡英に関連付けられるものが各宗族で管理される「共有基金」の存在である。この基金は、銀行の役割を果たすものであり、同族の者は低金利で借りること出来た¹³⁶。そのため、1965年から1970年当時において、渡航費用や家具の新調などでかかるとされた500米ドルを年利3%で利用できた¹³⁷。また、この資金は、万が一返却

が滞ると族譜から追放されることから、運用の上でもしっかり成立していた¹³⁸。

一方で、「共有基金」を使用しない場合には「前借システム切符」が機能していた。これは、古くは19世紀の「苦力」の時の出稼ぎシステムに関係するもので、移住先の雇用者から賃金を前借するものであった¹³⁹。

さらに、宗族や血縁、地縁は海外の雇用先や勤務地も含めたものが多く¹⁴⁰、従業員の雇用にあたっては渡航費用の工面にとどまらず、仕事紹介や住宅探しのサポートも行っていた。尚、こうしたサポートが機能する理由には、これらが彼らにとって「相互扶助の義務」として捉えられていた点が挙げられ¹⁴¹、その結果、移住斡旋機関の役割も果たしたとされる¹⁴²。さらに、このネットワークの利用は雇用主側にもメリットがあるもので、従業員を採用する際の「身元保証」としてリスクを抑えられることにもつながっていた¹⁴³。

ところで、こうしたネットワークは、移住先でも現地の宗族組織や、“Townsmen association”と呼ばれる町民協会として、相互扶助や仕事の紹介、葬式の段取り、さらには喧嘩の仲裁に至るまで、多様な役割を果たしていた¹⁴⁴。

3.2.2b 交通の発達と移民向け旅行代理店の設立

次に挙げられる点は、交通の発達やイギリス移住者の増加に伴う、安価で手厚いサービスを行う旅行代理店の増加である¹⁴⁵。

こうした旅行代理店は、安価なチャーター便を手配するだけでなく、移住希望者に対する渡航費用の貸付、同一宗族への者への値引き制度、入国審査の介助、全旅程中の通訳同行、送迎、重量超過の許可など、手厚いサービスを行っていた¹⁴⁶。そのため、例えば香港―ロンドン間の航空券を、この旅行代理店で購入すると、1970年の相場で通常片道：694米ドルかかった代金が、わずか228米ドルで利用できた¹⁴⁷。そのため資金的な障壁が薄くなったことが、移住を容易にした一要因になったと考えられる。

3.2.3 移住時期とイギリスの移民法の抜け穴

これまで、「香港系」が渡英に至る「プッシュ要因」を論じてきた。その一方で、イギリスへの入国審査には「制度的制約」も不可欠である。そこで、当項では1960年以降に相次いで施行された入国制限制度について、施行前後に彼らがいかに行動し制約を通過してきたかを検証する。尚、当項では1962年の連邦移民法を区切りとして、その前後に分けて論じることとする。

3.2.3a 1962年連邦移民法の施行以前

1962年以前の「香港系」の渡英形態は、4章で詳述したように「出稼ぎ」の形態が中心であった。その背景には、1948年のイギリス国籍法のもと、香港人をはじめ連邦諸国の者には「英国臣民」として入国と居住の権利を与えられており、出入国に殆ど制限が無かったことが挙げられる¹⁴⁸。そのため、イギリスの「レストラン・ブーム」の恩恵を受けることが出来たと考えられる。

3.2.3b 1962年連邦移民法の施行以後

1962年には連邦移民法によって、これまで「英国臣民」として自由であった出入国が制限されることになった¹⁴⁹。ここで、表23を参照するが、この法律の施行直前の1961年には、2270人が「駆け込み申請」をしていることが分かる。

一方で、この法律の施行は「香港系」にとって痛手にはならなかった¹⁵⁰。その背景は、事業主に任された「欠員証明」のシステムであった。当法では、外国人が入国後に求職活動をし、失業者が増えることを防ぐために、予め「雇用バウチャー」が求められる仕組みになっており、その区分には「A：特別な仕事の担当者」、「B：熟練労働者、医師、看護師、技術者」、「C：非熟練労働者」という3区分の中で、受入れ数がそれぞれ定められていた¹⁵¹。そのため、当時、「香港系」の多くがレストランを経営、従事していた状況下においては、経営者が欠員証明をすればよく、従業員確保はこれまで同様に宗族や血縁、地縁等のつながりを通して容易に出来た。結果、多くの従業

表 23 1952 年～1964 年におけるイギリスでの就労のために香港の新界の住人に発行された旅券数

(単位:人)

年	旅券数(単位:枚)
1952	15
1953	118
1954	96
1955	235
1956	
1957	
1958	839
1959	927
1960	1,275
1961	2,270
1962	1,138
1963	775
1964	591

(注) 1956 年と 1957 年は旅券数不明。

(出典) 山本須美子『文化境界とアイデンティティ～ロンドンの中国系第二世代～』(九州大学出版会・2002 年) 42 頁。

員が A 身分として処理され、B の身分で入国した者は僅かであった¹⁵²。

しかしながら、施行初期に 30130 件あった「雇用バウチャー」も年々減少し、制度変更や新たな連邦移民法の実施によって厳格化され¹⁵³、1972 年には制度そのものが廃止に至ってしまう¹⁵⁴。とくに 1968 年連邦移民法の子供の母親同伴規定では渡英形態が「出稼ぎ」から「定住」へシフトする転換点となり¹⁵⁵、また、同時期に中国で起こった「文化大革命」による政治不安からも、定住傾向は高

まることになる¹⁵⁶。

さらに、これらの法制度の厳格化は、従業員の確保やビジネスの在り方にも影響を及ぼすことになった。まず、従業員の確保は希少になった「香港系」労働者に代わって、表 24 に示される非英国籍の「中国系」が積極的に雇用されるようになった¹⁵⁷。そして、ビジネスの在り方も 1960 年代後半から家族単位の経営を主体とする小規模な「テイク・アウェイショップ」にシフトし、従業員への高い賃金や超過勤務手当等の支払いの回避を試

表 24 1963 年から 1969 年までの香港からイギリスへ入国した業種別の非英国籍中国人の数

(単位:人)

	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969
工業	58	69	68	101	72	77	78
飲食店業	256	354	380	475	719	720	833
娯楽産業	10	9	0	23	3	10	6
看護師	109	132	180	283	290	262	304
家事労働	53	49	81	65	91	71	66
学生	25	48	52	60	52	55	48
合計	511	661	761	1,007	1,227	1,195	1,335

(出典) ワトソン・L・ジェームズ(著)、瀬川 昌久(訳)『移民と宗族—香港とロンドンの文氏一族』、(阿吡社・1995 年) 117 頁。

みるようになっていった¹⁵⁸。

【4 レストラン・ビジネスが統合に果たした役割—経済的豊かさの享受と散住による現地社会への参加—】

前章では、イギリス側の「プル要因」としての「外国料理ブーム」と香港側の「プッシュ要因」を論じてきた。そこで、本章では「香港系」が渡英した後に着目し、「なぜ、彼らがイギリスにおいて『レストラン・ビジネス』という仕事を選択し、ニッチを築くことに成功したのか」、そして、「このビジネスでニッチを築くことが、なぜ、彼らの経済的・社会的統合に結びついたのか」という問いを立て論ずることにする。

4.1 イギリスにおけるレストラン・ビジネスの低い社会的位置付けと競合他者の不在

まず、この問いに対する1つ目の答えは、イギリスでは「レストラン・ビジネス」の社会的地位が低く、また、彼らが他のエスニック・マイノリティと異なり、白人労働者と商工業分野で競合しない業種であったこと¹⁵⁹が、彼らの経済的豊かさの享受へつながったとするものである。

イギリスでは、「レストラン・ビジネス」は低賃金・長時間労働・劣悪な労働環境・危険という理由から低い社会的位置づけにあり¹⁶⁰、中でもコックは、「薄給の中で誰とも話さずにしなければならない仕事」として避けられる職業であった¹⁶¹。そのため、ロンドンの低—中クラスの料理店で働くイギリス人は殆どおらず¹⁶²、1950年代には“The British Hotels and Restaurants Association”が、カリブ海に浮かぶ連邦下のバルバドス政府と協定を結ぶまでして人材確保を試みていた事実が存在する¹⁶³。

しかし、「レストラン・ビジネス」は、「香港系」にとっては「不利益ばかり被るものではなかったことも事実である¹⁶⁴。

とくに、このビジネスはイギリス人労働者と競合する必要もなければ、ホスト社会の文化につ

いて高度に精通する必要もなく、さらにイギリス人に避けられる経済の周縁部の「ニッチ」として「人権問題」も提起されなかったことで、むしろ理想的な仕事でさえあったと考えられる。それゆえ、この業種は圧倒的に移民によって支配されていた¹⁶⁵。

一方、中華料理店というエスニック・レストラン・ビジネスにおいても、僅かながらイギリス人が従事していたのも事実である。とは言え、その役割はウエイトレスや勘定係が専らであり、その役割は、トラブルを引き起こすイギリス人客をなだめるために雇われたにすぎなかったとされる¹⁶⁶。

4.2 自営業の選択による経済的成功と散住

次に、二つ目の答えとして提示できるものが、「香港系」の多くが従事したレストラン・ビジネスが自営業であった点が挙げられる。このことは、移民労働者に代表される「被搾取」の問題を生じさせなかっただけでなく、「外国料理ブーム」によって経済的豊かさの恩恵を強く受けることが出来、また、経営の必要性から行なった散住¹⁶⁷が、現地社会への参加へつながったと考えられる。

4.2.1 自営業の選択とその背景

まず、彼らが自営業を選択した背景には、「レストラン・ビジネスの開業以外に、好条件の仕事に就く機会が限定されていたという消極的選択が提示できる。

このことは「香港系」一世世代が渡英した1950年代から1970年代の状況下において、イギリス社会に起因するもの、あるいは移民側に起因するものなど様々な要因が関係していた。まず、「イギリス側起因」のものを提示すると、「香港系」が、より良い就業機会を得るためにイギリス人企業の別業種の仕事に応募しようとしても、雇用主が移民を採用しようものなら、利益が衝突するイギリス人労働組合の反発を招く現状であった¹⁶⁸。そこでイギリス政府も、移民の採用において優遇

処置を施行するが、その対象は他のコモン・ウェルス諸国出身者が対象で、「香港系」には適用されない¹⁶⁹制度的差別が存在する状況であり¹⁷⁰、運よく就業できてもこうした仕事の多くは低賃金の仕事であった。

続いて、「移民側起因」のものを提示すると、「香港系」の英語力の不足が指摘できる。とくに、1980年代においてイギリスの「中国系」のうち75~80%を占めていた新界出身者¹⁷¹の多くは英語が話せなかったために一般企業には向かなかったとされ¹⁷²、中華料理店における英語が話せる従業員だけを見ても、その割合は20%以下であった¹⁷³。

他方で、レストラン・ビジネスはその開業において好条件が揃っていた。

まず、この中華料理というレストラン・ビジネスは、まさに「中国系」だから出来るビジネスであることに加え、その開業には家族や友人のほか¹⁷⁴、先述した宗族・地縁・血縁等のネットワークを活かした援助が存在した。また、香港の銀行はこうしたレストラン・ビジネス関係者向けに融資を実施しており、1970年代周辺にロンドンにて開業した中華料理店の40%がこの融資を受けていた¹⁷⁵。また、この融資のために香港上海銀行では「中国人ビジネス係」を設置することで融資交渉等の役割を担っていた¹⁷⁶。さらに、それでも出資金が不十分な場合は、「共同経営者」という開業形態も一般化しており、将来的には「自分自身の店を持つこと願う個々の従業員」¹⁷⁷が、共に株主として経営参画を行っていた¹⁷⁸。

このように、「香港系」は限られた選択肢の中でも、「レストラン・ビジネス」の経営に携わることで、むしろこの選択を「経済的利益」を得る上で魅力的なものにしたと言える。

尚、こうした経済的豊かさの享受は、イギリスのタブロイド紙「デイリー・メール」からも確認することが出来、その記述においては、1949年にシャツとズボンだけを持ってイギリスに入国し、テイク・アウェイショップを開業したTem Suin Yukと言う男が、1965年には愛車の「ジャガー・

マークX」に乗って移動する話を載せており、こうした自営業の選択が、経済的豊かさの獲得につながっている側面を垣間見ることが出来る¹⁷⁹。

ここで、冒頭で示した「カリブ系」の就業形態についても言及しておきたい。「カリブ系」の行動様式は、他のエスニック・マイノリティよりも白人に近いと言われているにも関わらず、イギリスの階層構造では、最底辺を構成するグループと先に指摘した¹⁸⁰。その一方で「香港系」が経済的豊かさを享受出来たという対比には、彼らが自営業を選択しなかった点が貧困を招いたと考えることは可能ではないだろうか。

尚、「カリブ系」の自営業者の割合は、佐久間孝正によれば「中国系」の51%と比較して僅か9%であり¹⁸¹、Panayiもカリブ系エスニック・マイノリティの「企業家精神の相対的欠如¹⁸²」を指摘していることから、この側面からの分析も可能ではないかと考えられる。

4.2.2 散住と現地社会参加

当項では、自営業という経営上の必要性が散住を生み、それがさらに現地社会への参加につながったという視点に基づいて分析を進める。

その背景には、イギリスでは外国料理ブームによる中華料理店の急増と、1960年代後半以降のテイク・アウェイショップの急増があったと考えられる。尚、この散住化の傾向は2章で示したが、「中国系」の散住傾向は他のエスニック・マイノリティと比較して非常に高く、こうした「社会的孤立状態¹⁸³」が、白人コミュニティへの参加や英会話力の向上を促したと言える。

一方で、散住は6章で詳述する二世世代の中国語能力の低下やエスニック・アイデンティティの喪失といった問題を生じさせているのも事実である¹⁸⁴。

とくに、イギリスにおいては「中国系」の約半数が自分と同じ居住地域に親戚が住んでいない状態であるため¹⁸⁵、二世世代の通学先は現地の学校となり、同様に同一エスニック・マイノリティ間の相互交流も減少するので、上述した問題がより発生しやすい状況になっていると言える。

尚、補足として郊外での中華料理店の経営は、同時に「食材確保の難しさ」という問題を生じさせているようにも見える。しかし、この問題については近年、郊外の土地代の安い工業団地に進出した「チャイニーズ・スーパーマーケット（ホール・セール）」¹⁸⁶によって、その問題は低減されていると言える。また、郊外型の店舗形態は、狭いチャイナタウンの店舗内部では不十分であった陳列スペースの拡充にもつながったために、顧客の需要をより多く満たしたという指摘も存在する¹⁸⁷。

【5「香港系」の地域社会の受け入れと彼らの振る舞い】

前章では、「香港系」の渡英後に着目し、彼らが「レストラン・ビジネス」を選択した背景と、その選択が彼らのイギリス社会における経済的・社会的統合に結びついた側面を論じてきた。しかし、経済的・社会的統合が達成されるためには、高収入や高度な学習機会を得ることにつながる職業で「ニッチ」を築くだけでは不十分である。とくに、「レストラン・ビジネス」という顧客として地域住民が不可欠な「香港系」にとっては、地域社会に受け入れられることが不可欠である。そこで、本章では「香港系」がイギリス社会においてどのように受け入れられ、そして「香港系」はイギリス社会で受け入れてもらうためにどのように振る舞ったのかを、主に「差別の有無」という文脈で分析する。

5.1 イギリス社会側の視点：「香港系」に対する差別意識の欠如

イギリス社会では「香港系」に対しての差別が欠如していたとする研究がなされていることも事実であり、このことが、テイク・アウェイショップの全土への普及に代表されるスムーズな地域社会の受け入れにつながったとする見方が出来る。

例えば、Liによると「中国系」は「イギリスにおいて最も許容できるエスニック・マイノリティであるように見える」という分析をしており、

1950年から1960年代に人種問題が大きく提起された中でも、“Coloured”には「中国系」が除外されていた事実を言及している¹⁸⁸。

尚、こうした人種差別が少ないとみる傾向は、今日においても「中国系」の政治的行動や意見表出の少なさからも考察することが出来る。山本が行った聞き取り調査によると、一世世代はとくに政治的発言をしたことが無く、同様に二世世代も人種差別や不平等に向かって団結して対抗する必要性も感じていない点を指摘している¹⁸⁹。それゆえ、二世世代は差別の是正を求める「政治的活動」には殆ど関心が無いほか、同氏が数少ない「中国系」の組織である「バーミンガムにおける中国系青年プロジェクト」¹⁹⁰の存在を二世世代に示しても、否定的な見解をとる者も存在していた¹⁹¹。

5.2 差別とサイレント・マイノリティとしての振る舞い

しかし、「差別が全く存在しなかった」と断定するのは尚早である。事実、様々な場面で不平等を感じる者や¹⁹²、中華料理店で引き起こされた犯罪行為に対する警察の対応の遅さを指摘する者も存在していた¹⁹³。また、先述した山本の研究においても、就業差別は殆ど無いと主張するものの¹⁹⁴、90年代においても“Chinese”や“Chink”、“Chinky”等の人種差別的な「からかい」を受けた二世世代は多いと報告する¹⁹⁵。尚、表25は「人種差別経験の有無」を尋ねた調査結果であるが、差別は少ないながらも存在することが分かる。

こうした差別にはイギリス人の「中国系」に対する典型的なイメージが複数関係しているとされ、代表例としては中国マフィアに関連する危険なイメージ、そして「レストラン・ビジネス」と関連付けられた中華料理のイメージという要素が提示されている¹⁹⁶。

とくに、「中国マフィア」については、時にブルースリーの映画の中国人観やドラッグやギャング等で汚染されたチャイナタウンに向き合うイギリスの警察ドラマが影響しているとされ¹⁹⁷、ま

表 25 人種差別経験の有無 (単位:%)

	ブリティッシュ・チャイニーズ 総数:362人
	%
よくあった。	5
時々あった。	34
殆どなかった。	33
全くなかった。	28
データなし	1

(出典) Verma, K, Gajendra. *Chinese adolescents in Britain and Hong Kong: identity and aspirations*, (Ashgate,1999), p.73.

た、この中国人観は古くはチャールズ・ディケンズの小説『エドウィン・ドルードの謎』でもイメージを知ることが出来る¹⁹⁸。

かれはベッドからよろよろと起き上がると、煙管を、灰受けの上に置き、ぼろぼろのカーテンを開け放ち、相客の三人を不機嫌に睨んだ。かれは、不思議にも阿片のせいで女がその中国男に似た姿になっていることに気づいた。彼女のあごや目、こめかみの形、皮膚の色は、中国男のそれとそっくりだった。中国男は痙攣しながら、自分が数多ある神々のなかの一つ、あるいはおそらくその悪魔の一つと格闘しているのだと話し、そして恐ろしいうなり声を上げた¹⁹⁹。

とは言え、今日の「香港系」がイギリス社会で受け入れられ、一定の経済的・社会的地位を築いているのは事実である。こうした中で、今日、彼らの経済的・社会的統合が進んだ背景には、「香港系」が差別に対して、イギリス社会の反発を招くような行動を慎んだことが、現地社会からの受け入れにつながったという考え方も可能ではないだろうか。

そこで、以下では「香港系」に一定の「差別があった」という前提のもと、「香港系」のとした2つの行動姿勢について紹介する。

5.2.1 差別に対する自己解決の姿勢

一つ目に示されるものが差別に対する自己解決という手段である²⁰⁰。これはイギリスのチャイニーズ・マイノリティの特徴であり、その背景に

は、彼らの置かれた状況に無関心な政府と、制度的な人種差別が背景にあったとされる²⁰¹。その結果、彼らはやむなく自身のリソース当てにすることになり、それが少ない犯罪通報件数につながったと言われている²⁰²。

尚、こうしたことは、「公共施設の低い利用率²⁰³」や、「ほかの人々に影響を及ぼしたがない²⁰⁴」という「中国系」の傾向からも、その特徴を掴みとることが出来る。

他方、このことは「中国系」の公共に対する意識の違いから公共施設をあまり利用したがない傾向²⁰⁵や、他の人々に影響を及ぼしたがない²⁰⁶という傾向によって自己解決を好むとする反証も可能ともいえる。

5.2.2 イギリス社会参加に対する無関心な姿勢

2つ目に提示できるものが、「香港系」のイギリス社会参加に対する「無関心」な姿勢である。つまり、他のエスニック・マイノリティとは異なり、「政治運動」を行わなかったことが、イギリス社会との対立を防ぎ、地域社会への受け入れがスムーズに進んだとする点である²⁰⁷。

尚、この姿勢は当初の渡英目的が「出稼ぎ」であった一世世代に強いと考えられ、ワトソンによれば、「中国系」にとってイギリスは単なる働き場所に過ぎず、中華料理店が「中国文化の島」のようであった²⁰⁸との指摘をしている。また、宗族の結束が固かった当時の香港社会から「出稼ぎ」に出た者は、仕送りを家族だけでなく、宗族全体にも貢献して自らの家族の名声を高めようと切磋琢磨していたことから²⁰⁹、こうした高い帰属意識

と、それに伴う長時間労働が、彼らのイギリス社会での孤立²¹⁰をさらに強めたものと考えられる。さらに、「出稼ぎ」によって長期不在となった香港の住宅が、宗族の「人格的排他性」によって同族以外へ貸与しない特徴²¹¹が存在したことからも、「帰る場所が確保されていた」という点で、現地社会に溶け込む必要性を低くさせたとも考えられる。

そして、こうした現地社会への不適応は、「英語能力の欠如²¹²」という面で顕著に示される。この点について、Jones Douglasは「英語の学習を煩わしい²¹³」と考える「中国系」の傾向を指摘しており、ワトソンも「数年働いて帰るまでの間、イギリスの人と一言も言葉を交わさない中国人料理人も珍しくない²¹⁴」と指摘をしている。

そのため、英語力の不足は、社会保障や雇用、住宅などの権利要求を困難にする状況を生じさせただけでなく、その権利の存在すらも気付かせない状況²¹⁵も生み出したと言え、このことが、長時間勤務というレストラン・ビジネスの特徴と重なって、彼らのイギリス社会への参加をさらに遠ざけたと考えられる²¹⁵。

しかし、このことは、逆説的に「中国系」が権利要求をしてイギリス社会との対立する機会を減少させたという側面もあったと言え、この状況が、のちの二世世代の経済的・社会的進出をスムーズに促進させた要因にもなったと考えることも可能ではないだろうか。

【6 統合の深化と統合を巡って新たに生じた問題】

これまで、本稿ではイギリスにおける経済的・社会的統合が進む「香港系」について、その背景をレストラン・ビジネスの側面から論じてきた。しかし、統合の深化は二世世代の中国語能力の低下やエスニック・アイデンティティを巡って、新たな問題を生じさせているのも事実である。そこで、当章ではこれらの問題について二世世代に着目しながら細かく論じていく。

6.1 言語能力に伴う問題

6.1.1 二世世代の中国語能力の低下

一つ目に、二世世代の「中国語力の低下」が提示される。表26は「中国語・英語の発話・記述能力スコアにおける平均年齢」であり、表27は二世世代に該当する「ブリティッシュ・チャイニーズの中国語の読解能力」を示したものである。

ここで表26を見ると、レベル5の中国語発話能力に該当する31人は平均年齢が51.3歳である一方で、レベル4・3・2に該当する27人は、いずれも平均年齢が20歳を下回っており、二世世代の中国語発話能力の低さが理解出来る。

次に、記述能力を見るとレベル5・4に該当する24人の平均年齢が、共に40歳以上である一方で、22人が該当するレベル1では平均年齢が14.9歳となっており、ここでも二世世代の中国語能力の低さが理解出来る。尚、BentonとGomezによれば、二世世代の4分の1が中国語を話せないとも指摘している²¹⁶。

続いて、二世世代の読解力について表27を参照する。この表では、総数362人のうち56%の者が英語より不得意と答えており、27%が殆ど出来ないと回答していることが分かる。尚、これらの一要因には、両親が長時間勤務で親子間の会話機会が失われたことや、散住によって周囲に中国語話者が存在しないことで、彼らの中国語能力の発達に支障をきたした側面もある²¹⁷。

こうした中、「香港系」の間では、子を「中国人補習校」に通わせる傾向が高く、山本の調査では「中国系」二世世代31人のうち、29人がこの補習校に通った経験を持っている²¹⁸。また、5歳から6歳の初心者向けのクラスでは、殆どの学校がキャンセル待ちの状態であると報告されている²¹⁹。

ところで、イギリスにおける「中国系」子弟の教育校の歴史は、古くは1928年まで遡る²²⁰。そして、1940年代から1963年まで約20年ほど消滅するものの、1970年代後半には移民法の改正等で本国から配偶者や子弟の数が急増し、「中国語熱」も高まった。そのため、補習校も全国的に広がり、従来から存在していた中国人組織も、戦後は

表 26 各中国語・英語の発話・記述能力スコアにおける平均年齢

	男性		女性		総数	
	話者数(人)	平均年齢(歳)	話者数(人)	平均年齢(歳)	話者数(人)	平均年齢(歳)
中国語の発話能力						
5	14	51.3	17	51.4	31	51.3
4	4	20.5	5	21.6	9	19.8
3	9	15.9	3	10.3	12	14.5
2	3	15.0	3	10.3	6	12.7
1	0		0		0	
0	0		0		0	
中国語の記述能力						
5	6	44.5	5	36.8	11	41.0
4	6	52.0	7	44.6	13	48.0
3	1	66.0	0		1	66.0
2	4	34.5	4	51.0	8	42.8
1	13	15.8	9	13.6	22	14.9
0	0		3	69.7	3	69.7
英語の発話能力						
5	16	16.9	11	14.4	27	15.9
4	1	40.0	1	37.0	2	38.5
3	9	48.4	1	32.0	10	46.9
2	2	51.5	8	43.5	10	45.1
1	0		0		0	
0	2	69.0	7	65.1	9	66.1
英語の記述能力						
5	16	16.9	11	14.4	27	15.9
4	1	40.0	0		1	40.0
3	9	48.4	2	34.5	11	45.9
2	2	51.5	8	43.5	10	45.1
1	0		0		0	
0	2	69.0	7	65.1	9	66.1

総数:58人(男性:30人、女性28人)

(注)中国語・英語の発話能力について

レベル 1:日常の挨拶や簡単な質問や発話を理解できる。(例:天気や健康状態、商品の値段など)

レベル 2:簡単な質問を理解し、簡単な発話ができる。

レベル 3:ある程度の日常会話ができる。(例:友人たちと身の回りの会話についてなど)

レベル 4:テレビやラジオ、映画、公的な場や人が集まる場でのスピーチが理解できる。

レベル 5:社会的文脈の中で適切かつ流暢に会話ができる。

中国語・英語の記述能力について

レベル 1:簡単な標識や注意書きを読むことができる。(例:道路や店舗内に設置される物など)

レベル 2:自分の名前や一部の簡単な単語を記述することができる。

レベル 3:簡単なことを記述出来たり、くだけた文程度を記述することができる。

レベル 4:本や新聞、雑誌や公的なビジネス書類を読むことができる。

レベル 5:その言語で書かれたタスクを効果的に記述処理することができる。

(出典) Li Wei. *Three generations, two languages, one family: language choice and language shift in a Chinese community in Britain*, (Multilingual Matters,1994), pp.106, 111

表 27 プリティッシュ・チャイニーズの中国語の読解能力 (単位:%)

	総数:362人
	%
英語と同程度にできる。	11
英語よりは不得意である。	56
殆ど出来ない。	27
全くできない。	5
データなし	1

(出典) Verma, K, Gajendra. *Chinese adolescents in Britain and Hong Kong: identity and aspirations*, (Ashgate,1999), p.80.

「教育やレクリエーション活動サポート」の担い手として役割を変化させていった²²¹。中国語補習校の数は、1990年にはイギリス全体で96校、生徒数は約12,529人となり（表28）、規模も「Oxford Chinese Class」の12人から、「Chinese Chamber of Commerce UK」の1488人に至るまで幅広いを見せている²²²。また、この運営には、一校につき1年間に約1000～000ポンドの香港政庁の支援や750～1500ポンドの地方当局の援助、さらには香港上海銀行等の援助²²³に基づき、「中国系」のキリスト教会や団体などの民間組織によって運営されており、教材も主に香港政庁から配られた教科書が使われている²²⁴。

一方で、こうした資金援助は必ずしも十分とさええないのも事実である。補習校の多くは資金難に直面しており、なかには教師も香港からの留学生や二世世代の親などで給与はボランティアで賄われている所も存在する²²⁵。また、授業自体が週末の1日約1～2時間程度という授業時間の短さから²²⁶、学習者の中には中国語が上達しないことへの不満や、教師資格のない人が教えることに不満

を感じる者も存在する²²⁷。さらに、漢字の読み書きは日常生活とはかけ離れ、学習者の興味を持続することが困難なものであるために、上級レベルになるにつれ、生徒は資格を取る目的者を除いて減っていくのが現状である²²⁸。

しかし、様々な問題も抱えつつも散住する「中国系」の学習者にとっては、この通学機会を楽しんでいるようで、表29で示されるように、こうした学校への参加目的も、「中国語を学ぶため」から、単に「友達を見つける」に至るまでそれぞれ目的があることが分かる。また、山本の調査によれば、補習校のメリットを「親は英語があまりできないので、中国を習うことによって、コミュニケーションを行う上でさらなる助けとなった。」と答える者もいることがわかる²²⁹。

尚、こうした中国語教育のサポートは、小中学校等の学校教育でも行われている。しかし、その数はロンドンの小学校ですら9校、中学校では10校と限定されており²³⁰、また、教師によって指導方針や指導言語（広東語・北京語）が変更されてしまうといった問題も存在している²³¹。

表 28 イギリスの各地域別に見る中国語補習校及び生徒数(1990)

イングランド&ウェールズ	52校	5,950人
うち、ロンドン	33校	5,593人
スコットランド	10校	904人
北アイルランド	1校	82人

（出典）山本須美子『文化境界とアイデンティティ～ロンドンの中国系二世世代～』

（九州大学出版会・2002年）69頁。

表 29 ブリティッシュ・チャイニーズがコミュニティスクール、

あるいは同等の組織に参加した理由とその重要度（単位:%）

ブリティッシュ・チャイニーズ（総数362人）	とても重要/重要である	あまり重要でない/全く重要でない	データなし
中国語を学ぶため	94	5	1
中国の歴史や伝統をより深く学ぶため	65	31	4
友達と会う(友達を作るため)	63	33	3
親が通うように指示したから	52	45	3
スポーツや文化活動に参加するため	36	61	3

（出典）Verma, K, Gajendra. Chinese adolescents in Britain and Hong Kong : identity and aspirations, (Ashgate, 1999), p. 79.

6.1.2 一世世代の低い英語能力と親子間の意思疎通の困難さ

二世世代の中国語能力の低下は、英語を話せない一世世代である親と、意思疎通が十分出来ないという点で問題を引き起こしている²³²。ここで表30を参照すると、二世世代は、友人だけでなく兄弟間においても英語が使われる傾向が高いことが分かる。そのため、両親との会話は、二世世代の低い中国語能力によって担われていると考えられる。

6.2 二世世代の「イギリス化」と親とのアイデンティティの差異

イギリス生まれの二世世代が、イギリスの生活・行動様式を身に着けていくことは、一世世代と二世世代との価値観の対立、とりわけ「仕事に対する意識」と「教育観」において「世代間のギャップ」を生じさせた²³³。

まず、「仕事に対する意識」において、一世世代の価値観はレストラン・ビジネスを、家族の生存と結合を守るための重要な柱であると考えており、長時間の労働や子供を含む家族による労働は「家族戦略」として当然のことと捉えてきた²³⁴。

しかし、二世世代にとっては、その生活をイギリス人の友人たちの家庭環境と比べることで、一世世代の価値観やライフスタイルに不満を感じたり、その家業にさえ嫌悪感を抱くようになってしまう²³⁵。

とりわけ、二世世代の70%が手伝い等で従事したレストラン・ビジネスに対する不満は多く聞か

れる。中には、空き時間は常に働かせられて²³⁶、ストレスをためる者²³⁷、また、同業種であるマクドナルドの労働者がイギリス社会で軽蔑される現状を引き合いに、この仕事に嫌悪感を持つ者²³⁸、さらに親はお金儲けにしか興味ないと不満を抱く者などが存在する²³⁹。そして、二世世代の多くはその長時間労働によって、親子間の会話時間が失われたと感じており²⁴⁰、彼らの10代の頃の家庭環境がイギリスの「正常な」生活から根本的に逸れていたと認識している²⁴¹。

そして、「教育観」についても両親との対立を招いている。例えば、一世世代の中国文化の押しつけは、とりわけ二世世代の女子の間で抱かれており²⁴²、家事の押し付けや、外出の禁止、さらにはイギリス人歌手のポスターを部屋に貼る事さえ禁止する行為など²⁴³、理解者としての「親」の位置づけを変化させるとも考えられる。

そのため、二世世代にとって「時代遅れ²⁴⁴」とも言える一世世代の「中国人らしさ」という価値観の押しつけは²⁴⁵、二世世代のアイデンティティの決定において混乱を招き、思春期に自信を喪失してしまう者や²⁴⁶、一時的に両親から自分を遠ざけて²⁴⁷自身を「ブリティッシュ・チャイニーズ²⁴⁸」として再定義し直す者、あるいは、自身を「ブリティッシュ」として捉え²⁴⁹、いわゆる「バナナ」と呼ばれる、外見は中国人でも精神はイギリス人といった者の出現など、統合において障壁がなくなったゆえに起こる様々な変化を表出させている²⁵⁰。

表 30 ブリティッシュ・チャイニーズが親・兄弟・友人の間で最も使う言語の比率 (単位:%)

よく使う言語	ブリティッシュ・チャイニーズ、総数:362人 単位(%)		
	あなたが、親・兄弟・友人と話するとき何語を使いますか。		
	親	兄弟	友人
英語	13	74	71
広東語	68	18	21
客家語	10	1	0
マンダリン	2	1	0
その他	4	1	0
英語と広東語	1	2	6
データ欠如	3	3	2

(出典) 表 29 に同じ、p.78.

6.3 消極的なエスニック活動の参加と中国文化に対する知識不足

先述したように、二世世代のエスニック・アイデンティティの規定には、個人的な経験や考え方が強く影響を与えている側面があることを指摘した。

しかし、このことは一方で、イギリスで自身のエスニック・アイデンティティを規定する要素が限定されているという事実も露呈していると言える。

そのため、二世世代の中には、チャイナタウンの存在が自分に何の影響も及ぼさないと考える者²⁵¹もあり、山本はそうした者たちが「中国系」としてのアイデンティティの確立を助けるものとして、香港の映画や音楽等のポピュラーカルチャーを示している²⁵²。

しかし、香港の映画や音楽等への関心も、一般的にトレンドの盛衰が激しいために、その要素としては貧弱であるとも言える。また、表31に示すような、チャイニーズ・カルチャーアクティビティへの参加頻度も二世世代の間では関心が低く、今後の二世世代のエスニック・アイデンティティの位置づけの変化が予測される。

6.4 一世世代の老後を巡る問題

以上、AからCは統合の進む二世世代を巡る問題を取り上げたが、最近では一世世代も低い英語能力ゆえに、老後の生活の在り方が問題とされている²⁵³。とくに、男性は退職するまで人生の大半をレストランで過ごしてきたため、付き合いの範囲が親族や従業員に限定された者が一般的であり²⁵⁴、生活支援手段の確保が求められている。ま

た、かつて「移住斡旋組織」として互助的役割を果たした「宗族組織」も、現在では活動も会員数も限定的で、機能していない状況にある²⁵⁵。

この問題について、イギリスでは、1970年から1980年初めにかけ「チャイニーズ・コミュニティセンター（Chinese Community Centres: CCCs）」という組織が地方当局の援助のもと設立され、1990年代前半では15の同センターが一世世代の支援を含めた様々な活動を支援している²⁵⁶。

その中で行われている支援としては、「アドバイスサービス」として各種法手続きや病院への付き添いといった通訳サポートのほか、家事代行、高齢者の介護を行う「ホームケア・デイケアサービス」、さらには花札・碁、ビデオ上映会といった老人会も存在する。

尚、この組織は「宗族」といった区分も無く、運営は中国系職員や会員の主婦等によって運営されている²⁵⁷。しかし、この組織も「補習校」同様に資金難に苦しんでいるのが実情である²⁵⁸。

一方で、このセンターは、「中国系」総人口の4分の1しかカバーできておらず、十分な恩恵を受けられない者が多いのも事実である。そのため、「中国系」の26～38%の者が「サポートの何らかの不足・あるいは深刻な不足がある」と回答する調査結果が存在しており²⁵⁹、今後の拡充が急務である。

【7 結論】

以上、本稿では、「香港系」の最大9割が従事した「レストラン・ビジネス」の経営に着目し、この選択がもたらした彼らの経済的・社会的統合の

表 31 チャイニーズ・カルチャーアクティビティへの参加頻度

	ブリティッシュ・チャイニーズ 総数:362人
	%
よく参加する	4
時々参加する	17
あまり参加しない	37
全く参加しない	41

(出典) 表 29 に同じ、p.81.

側面を検証した。その中で、統合の背景にあったものとして指摘できる軸が「レストラン・ビジネスの安定した経営による経済的機会の拡大」と、「経営の必要性に伴う散住がもたらした現地社会への参加」であった。そして、この構成要素には、イギリスの戦後の外国料理ブームや渡航・開業を支える「中国系」の地縁・血縁・宗族的ネットワーク、イギリス社会で伝統的に忌避された業種にニッチを築いたことで現地社会との競合を回避でき、かつ他のエスニック・マイノリティのように搾取も受けずに済んだ点などが挙げられる。そして、こうした「レストラン・ビジネス」の経営によって得られた経済的機会や社会的機会の恩恵は、「香港系」の中でも、とりわけ二世世代が受けることが出来たと言え、この二世世代の多くは、現在、高い学歴とより高度な職業の就業機会を得て、イギリス社会に深く浸透している。

その一方で、二世世代を中心に中国語能力の低下やエスニック・アイデンティティの喪失等の問題が起きており、統合が急速に進むことへの負の側面が生じてきているのも事実である。

こうした中で、今日の移民問題研究では、しばしば「統合が進まない」という視点から、イギリスでは「アジア系」や「カリブ系」を対象にした研究が中心に行われているが、今回の研究で示した「香港系」などのように、あまり統合の問題が聞かれないエスニック・マイノリティの研究を通して、他のエスニック・マイノリティの統合の在り方について考えていくことも求められるのではないだろうか。

¹ Li Wei. *Three generations, two languages, one family : language choice and language shift in a Chinese community in Britain*, (Multilingual Matters,1994), p.38.

² 游 仲勲「ヨーロッパの華僑・華人-歴史・現状概観-」『神田外語大学 異文化コミュニケーション研究』第13 (2001年) 10頁。

³ Christiansen Flemming. *Chinatown, Europe : an*

exploration of overseas Chinese identity in the 1990s, (Routledge Curzon,2003), pp152-153

⁴ Parker David. *Through different eyes : the cultural identities of young Chinese people in Britain*, (Avebury,1995), p.86.

⁵ Christiansen. . op.cit.3., pp.152-153.

⁶ 山本須美子『文化境界とアイデンティティ〜ロンドンの中国系二世世代〜』、(九州大学出版会・2002年) 64頁。

⁷ ヒュー・D・R・ペイカー (著)・瀬川 昌久 (訳)「全土に広がる枝葉—英国の香港中国人—」、ロナルド・スケルトン (編)・可児弘明他 (監訳)『香港を離れて』(行路社・1997) 460-461頁。

⁸ 橋本尚江「他民族社会イギリスにおけるカリブ系移民の変容 : The Lonely Londoners から Moses Ascending へ」、『北海道大学大学院国際広報メディア研究科言語文化部紀要』、第45巻 (2003年) 147頁。

⁹ 佐久間孝正『変貌する多民族国家イギリス〜「多文化」・「多分化」に揺れる教育〜』(明石書店・1998年) 465、469頁。

¹⁰ Runnymede Trust. *The Chinese Community in Britain: the Home Affairs Committee report in context, in: Runnymede research report*, (Runnymede Trust, 1986), p.6.

¹¹ Benton Gregor, Gomez Edmund. *The Chinese in Britain, 1800-present : economy, transnationalism, identity*, (Palgrave Macmillan, 2011), pp.138-139

¹² 天沼香「マクロな移民研究とミクロな移民研究の有機的連関のために」、『東海女子大学紀要』第23巻 (2004年) 5頁。

¹³ 天沼・前掲論文 (注12) 5頁。

¹⁴ 橋本・前掲論文 (注8) 147頁。

¹⁵ 金松花「中国移民研究における移住システム論の意義」『奈良女子大学社会学論集』第18巻 (2011年) 133-136頁。

¹⁶ 金・前掲論文 (注15) 139-140頁。

¹⁷ 同上、133頁。

¹⁸ Li. op.cit.1., p.38.

- ¹⁹ *ibid.*
- ²⁰ Parker, David. "Chinese People in Britain: Histories, Futures and Identities", in: Gregor, Benton, Frank, N, Pieke(ed.), *The Chinese in Europe*, (Palgrave Macmillan, 1997), pp67-68.
- ²¹ 斯波義信『華僑』（岩波新書・1995年）124頁。
- ²² Li. op.cit.1., p.44.
- ²³ ジェームズ・L・ワトソン（著）、瀬川 昌久（訳）『移民と宗族—香港とロンドンの文氏一族』（阿吡社・1995年）63頁。
- ²⁴ Parker. op.cit.20., p.68.
- ²⁵ ワトソン・前掲書（注23） 63頁。
- ²⁶ 同上、62頁。
- ²⁷ Chan, M, Yiu, Chan, Christine. (1997), "The Chinese in Britain", in: *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol.23, Issue.1, (Routledge, 1997), p.125.
- ²⁸ Christiansen. op.cit.3., p.156.
- ²⁹ Li. op.cit.1., p.45.しかし、表5で示されるように、「中国系」の出身地域は香港のほか、中国、シンガポール、マレーシアからの移住者も多い。ただ、香港出身者とそれ以外の中国系移民の間には、その特徴に大きな違いがあり、前者は、主に香港の農村地域から来た者たちで教育レベルも低く、多くは「レストラン・ビジネス」に携わった一方で、後者は学生や医者、看護師など専門職に携わる者が主流で、渡航目的が留学や専門技術の習得であったため、修了後は帰国する者が多かった。（山本・前掲書（注6）、40-41頁。）。それゆえ、「香港系」がイギリスにおける「中国系」の中心的な担い手になったものと推測される。さらに、Liによれば、当時、香港以外の移民送出地域である中国大陆や台湾、一部の東南アジア諸国では独裁政治が行われていたため、香港以外からの移民送出は小規模にとどまっていたからという指摘も行っている（Li. op.cit.1., p.45.）
- ³⁰ 山本・前掲書（注6） 44頁。
- ³¹ 同上。
- ³² 同上。
- ³³ ワトソン・前掲書（注23） 163頁。
- ³⁴ 同上、77頁。
- ³⁵ Li. op.cit.1., p.46.
- ³⁶ 山本・前掲書（注6） 44-46頁。
- ³⁷ Benton, Gomez. op.cit.11., p.123,4.
- ³⁸ Christiansen. op.cit.3., p.157.
- ³⁹ Chan. op.cit.27., p.130.
- ⁴⁰ Parker. op.cit.20., p.89.
- ⁴¹ Chan. op.cit.27., p.130.
- ⁴² 山本・前掲書（注6） 47頁。
- ⁴³ 山本須美子「中国系女性移民に見るジェンダーの再編-イギリスの事例から-」『東洋大学社会学部紀要』第43巻2号（2006年）177頁。
- ⁴⁴ 游・前掲論文（注2） 10頁。
- ⁴⁵ 山本・前掲書（注6） 64頁。
- ⁴⁶ 同上。
- ⁴⁷ White Amanda(ed.). *Social Focus in Brief: Ethnicity 2002*, (London: Office for National Statistics, 2002).
- ⁴⁸ 山本・前掲論文（注43） 178頁。
- ⁴⁹ 同上、188頁。
- ⁵⁰ 山本・前掲書（注6） 95頁。
- ⁵¹ 游・前掲論文（注2） 10頁。
- ⁵² Parker. op.cit.4., p.85.
- ⁵³ レストラン・ビジネス以外に、小規模事業に該当すると考えられるものとして、賭博場、食料品店、理髪店、中国系ビデオ・音楽レンタル店、レクリエーションセンターが挙げられる。尚、これらのビジネス展開するチャイニーズ・マイノリティの多くも、かつてはレストラン業経営者であった。（Li. op.cit.1., pp.47-48.）
- ⁵⁴ Chan. op.cit.27., p.129.
- ⁵⁵ 山本須美子「イギリスにおける中国系移民のエスニシティ第一世代・第二世代における人間関係構築の比較から」、『東洋大学社会学部紀要』第42巻2号（2005年）96頁。
- ⁵⁶ Benton, Gomez. op.cit.11., pp.138-139.
- ⁵⁷ 山本・前掲論文（注43） 178頁。
- ⁵⁸ Parker. op.cit.20., p.81.
- ⁵⁹ Chan. op.cit.27., p.129.

⁶⁰ 游・前掲論文（注2）10頁。

⁶¹ Runnymede Trust. op.cit.10., p.14.

⁶² Parker. op.cit.20., p.82.

⁶³ Runnymede Trust. op.cit.10., p.12.

⁶⁴ *ibid.*

⁶⁵ 山本・前掲書（注6）149頁。

⁶⁶ Chan. op.cit.27., p.p.124-125.

⁶⁷ White. op.cit.47.

⁶⁸ Li. op.cit.1., p. 48.

⁶⁹ Parker. op.cit.20., p.77.

⁷⁰ Wei. Op.cit.1., p. 47.

⁷¹ 山本・前掲論文（注55）94頁。

⁷² 山本・前掲書（注6）52頁。

⁷³ 山本・前掲論文（注55）93-94頁。

⁷⁴ 同上、92頁。

⁷⁵ 山本・前掲書（注6）134頁。

⁷⁶ 山本・前掲論文（注55）93頁。

⁷⁷ 山本・前掲書（注6）170、199-200頁。

⁷⁸ Parker David. "Rethinking British Chinese Identities", in: Tracey Skelton, Gill Valentine. (ed.), *Cool places : geographies of youth cultures*, (Routledge,1998), pp.77-78.

⁷⁹ 山本・前掲書（注6）142-147頁。

⁸⁰ 同上、170、192-193頁。

⁸¹ Benton, Gomez. op.cit.11., p.112.

⁸² *ibid.*, p.112.

⁸³ Panayi Panikos. *Spicing Up Britain: The Multicultural History of British Food*, (Reaktion Books, 2010), p.130.

⁸⁴ Benton, Gomez. op.cit.11., p.113

⁸⁵ Panayi. op.cit.83., pp.212, 216.

⁸⁶ *ibid.*, p.217.

⁸⁷ *ibid.*, p.213.

⁸⁸ Christiansen. op.cit.3., p.156.

⁸⁹ Panayi. op.cit.83., p.151.

⁹⁰ Benton, Gomez. op.cit.11., p.112.

⁹¹ *ibid.*, p.128.

⁹² *ibid.*

⁹³ Panayi. op.cit.83., pp.161-162.

⁹⁴ *ibid.*, pp.167-168.

⁹⁵ ベイカー・前掲書（注7）450頁。

⁹⁶ Panayi. op.cit.83., pp.140-141.

⁹⁷ ベイカー・前掲書（注7）452頁。

⁹⁸ Panayi. op.cit.83., p.171.

⁹⁹ *ibid.*

¹⁰⁰ Benton, Gomez. op.cit.11., p.130.

¹⁰¹ Panayi. op.cit.83., p.152.

¹⁰² *ibid.*, p.198.

¹⁰³ *ibid.*, pp.182-183.

¹⁰⁴ *ibid.*

¹⁰⁵ Christiansen. op.cit.3., p.168. 尚、同社（<http://www.daloonuk.com>）によれば、創業者が1935年にデンマークに留学した後、同国で生計を立てながら、1960年に同社を設立したと記述している。

¹⁰⁶ Daloon社ホームページ <http://www.daloonuk.com>（2013年1月20日閲覧。）

¹⁰⁷ Li. op.cit.1., p.45.

¹⁰⁸ Christiansen. op.cit.3., p.157.

¹⁰⁹ Benton, Gomez. op.cit.11., p.129.

¹¹⁰ Parker. op.cit.20., p.75.

¹¹¹ 山本・前掲書（注6）41頁。

¹¹² 同上、42頁。

¹¹³ 巻口勇次『現代イギリスの人種問題～有色移民と白系イギリス人の多様な人種関係～』（信山社・2007）2-3頁。

¹¹⁴ Parker. op.cit.20., p.75.

¹¹⁵ ワトソン・前掲書（注23）77頁。

¹¹⁶ Li. op.cit.1., p.45.

¹¹⁷ *ibid.*, p.45.

¹¹⁸ ワトソン・前掲書（注23）41-42頁。

¹¹⁹ Parker. op.cit.20., p.75.

¹²⁰ ワトソン・前掲書（注23）41-42頁。

¹²¹ *ibid.*, pp.44-46.

¹²² ベイカー・前掲書（注7）450頁。

¹²³ Parker. op.cit.20., p.75.

¹²⁴ 山本・前掲書（注6）42頁。

¹²⁵ Li. op.cit.1., p.57.

¹²⁶ ワトソン・前掲書（注23）13-18, 53, 57-58, 41-42頁。

- ¹²⁷ Li. op.cit.1.,p.38.
- ¹²⁸ ワトソン・前掲書（注23）19頁。
- ¹²⁹ ベイカー・前掲書（注7）450-451頁。
- ¹³⁰ 同上、451頁。
- ¹³¹ Li. op.cit.1.,p.45.
- ¹³² Benton, Gomez. op.cit.11., p.118.
- ¹³³ Li. op.cit.1.,p.55.
- ¹³⁴ *ibid.*, pp.52-54.
- ¹³⁵ Christiansen.op.cit.3.,p.148.
- ¹³⁶ *ibid.*, p.149.
- ¹³⁷ ワトソン・前掲書（注23）92-93頁。
- ¹³⁸ 同上。
- ¹³⁹ 同上。
- ¹⁴⁰ Benton, Gomez. op.cit.11., p.118. 補足として、例えばイギリスのニューカッスルという都市においてはHo、Liu、Shek、Tangの姓を持つ者が多い傾向がある。（Li. op.cit.1.,p.64.）
- ¹⁴¹ Christiansen. op.cit.3.,p.153.
- ¹⁴² ワトソン・前掲書（注23）、105頁。尚、ワトソンの調査したこの「移住幹旋機関」としてのロンドンの宗族組織について、約30年後に、山本が調査を行った所、組織の構成メンバーは高齢化し、顔なじみが集まる程度の親交を図る組織程度の役割に成り下がってしまったとされる。（山本・前掲論文（注55）84-85頁。）
- ¹⁴³ Christiansen. op.cit.3., p.149.
- ¹⁴⁴ Benton, Gomez. op.cit.11., p.157.
- ¹⁴⁵ ワトソン・前掲書（注23）77-78頁。
- ¹⁴⁶ 同上、93頁。
- ¹⁴⁷ 同上、94-96頁。
- ¹⁴⁸ 佐久間・前掲書（注9）383-386頁。
- ¹⁴⁹ Parker. op.cit.20., pp.76-77.
- ¹⁵⁰ 山本・前掲書（注6）46頁。
- ¹⁵¹ 佐久間・前掲書（注9）323頁。
- ¹⁵² 同上、323-324頁。
- ¹⁵³ 同上、387頁。
- ¹⁵⁴ 同上。
- ¹⁵⁵ 山本・前掲書（注6）46頁。
- ¹⁵⁶ Li. op.cit.1.,p.46.
- ¹⁵⁷ ワトソン・前掲書（注23）114-117頁。尚、1962年以降の連邦移民法による入国制限によって、中華料理店の従業員の賃金は1962年から1965年間でほぼ倍になり、ある宗族経営の店ではロンドンの店員やバス運転手の初任給と肩を並べるほど賃金が支給されるほど、経済的豊かさも得ることになった。（ワトソン・前掲書（注25）pp.114-117.）
- ¹⁵⁸ Li. op.cit.1.,p.47.
- ¹⁵⁹ ワトソン・前掲書（注23）131-132頁。
- ¹⁶⁰ Benton, Gomez. op.cit.11., p.127.
- ¹⁶¹ Panayi. op.cit.83., pp.155-156.
- ¹⁶² ワトソン・前掲書（注23）132頁。
- ¹⁶³ Panayi. op.cit.83., p.155.
- ¹⁶⁴ Benton, Gomez. op.cit.11., p.127.
- ¹⁶⁵ ワトソン・前掲書（注23）130-132頁。
- ¹⁶⁶ 同上、132頁。
- ¹⁶⁷ 佐久間・前掲書（注9）333頁。
- ¹⁶⁸ Benton, Gomez. op.cit.11., p.127.
- ¹⁶⁹ *ibid.*
- ¹⁷⁰ Runnymede Trust. op.cit.10., p.17.
- ¹⁷¹ *ibid.*, p.5.
- ¹⁷² 佐久間・前掲書（注9）335頁。
- ¹⁷³ Watson, L. James. "Chinese emigrant ties to the home community", in *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol.5, Issue.4, (1977), p.345.
- ¹⁷⁴ ワトソン・前掲書（注23）110頁。
- ¹⁷⁵ 同上。
- ¹⁷⁶ 同上。
- ¹⁷⁷ 同上、110-112頁。
- ¹⁷⁸ Li. op.cit.1.,p. 47.
- ¹⁷⁹ Panayi. op.cit.83., p. 169.
- ¹⁸⁰ 佐久間・前掲書（注9）463、468-469頁。
- ¹⁸¹ 同上、334頁。
- ¹⁸² Panayi. op.cit.83., p.132.
- ¹⁸³ Parker. op.cit.4.,p.102.
- ¹⁸⁴ Benton, Gomez. op.cit.11., p.358.
- ¹⁸⁵ *ibid.*,p.335.
- ¹⁸⁶ Christiansen. op.cit.3., pp.167.
- ¹⁸⁷ *ibid.*
- ¹⁸⁸ Li. op.cit.1.,pp.51-52.

- ¹⁸⁹ 山本・前掲書（注6）151,155頁。
- ¹⁹⁰ 「中国系であることによって差別されている現在の状況を改善するために、就職相談や中国語や中国文化の講座の設置等様々な活動を組織し、政治的な動きに結びつけていこうとしている」運動のこと（山本・前掲書（注6）82頁。）
- ¹⁹¹ 同上、152-155頁。
- ¹⁹² Parker. op.cit.78.,p.73.
- ¹⁹³ Parker. op.cit.4.,p.96.
- ¹⁹⁴ 山本・前掲書（注6）150頁。
- ¹⁹⁵ 同上、101頁。
- ¹⁹⁶ Parker. op.cit.78.,pp.67-68.
- ¹⁹⁷ *ibid.*
- ¹⁹⁸ ベイカー・前掲書（注7）448頁。
- ¹⁹⁹ 同上。
- ²⁰⁰ Benton, Gomez. op.cit.11., p.136.
- ²⁰¹ Runnymede Trust. op.cit.10., p.17.
- ²⁰² *ibid.*, pp.17-18
- ²⁰³ Benton, Gomez. op.cit.11., p.338.
- ²⁰⁴ Runnymede Trust. op.cit.10., p.1.
- ²⁰⁵ Benton, Gomez. op.cit.11., p.338.
- ²⁰⁶ Runnymede Trust. op.cit.10., p.1.
- ²⁰⁷ ワトソン・前掲書（注23）107、128頁。
- ²⁰⁸ 同上、131頁。
- ²⁰⁹ 同上、144-145頁。
- ²¹⁰ Runnymede Trust. op.cit.10., p.7.
- ²¹¹ ワトソン・前掲書（注23）171-172頁。
- ²¹² Runnymede Trust. op.cit.10., p.6.
- ²¹³ Jones Douglas. "The Chinese in Britain:origins and development of a community", in: *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol.7, Issue.3, (1979), p.401.
- ²¹⁴ ワトソン・前掲書（注23）129頁。
- ²¹⁵ Runnymede Trust. op.cit.10., pp.6-7.
- ²¹⁶ Benton, Gomez. op.cit.11., p. 335.
- ²¹⁷ 山本・前掲書（注6）99-100頁。
- ²¹⁸ 同上、67-70頁。
- ²¹⁹ 同上。
- ²²⁰ 同上。
- ²²¹ 同上、69-70頁。
- ²²² 同上。
- ²²³ ベイカー・前掲書（注7）461頁。
- ²²⁴ 山本・前掲書（注6）72-73頁。
- ²²⁵ 同上、70-73、152-153頁。
- ²²⁶ 同上、72頁。
- ²²⁷ Verma, K, Gajendra. *Chinese adolescents in Britain and Hong Kong : identity and aspirations*, (Ashgate,1999), p.80.
- ²²⁸ 山本・前掲書（注6）75頁。
- ²²⁹ Verma. op.cit.227., p.80.
- ²³⁰ 山本・前掲書（注6）60頁。
- ²³¹ 同上、61頁。
- ²³² Parker. op.cit.4., p. 90.
- ²³³ 山本・前掲書（注6）121頁。
- ²³⁴ Song Miri. "You're becoming more and more English: Investigating Chinese siblings' cultural identities", *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol.23, Issue.3,(1997), p.344.
- ²³⁵ *ibid*, p.357.
- ²³⁶ *ibid*, p.347.
- ²³⁷ Verma. op.cit.227., p.115.
- ²³⁸ Song op.cit.234., p.352.
- ²³⁹ 山本・前掲書（注6）98頁。
- ²⁴⁰ 同上、99-101頁。
- ²⁴¹ Song op.cit.234., p.347.
- ²⁴² 山本・前掲書（注6）113-114頁。
- ²⁴³ 山本・前掲論文（注43）180頁。
- ²⁴⁴ Parker. op.cit.20., p.80.
- ²⁴⁵ 山本・前掲書（注6）114頁。
- ²⁴⁶ 同上、116-117頁。
- ²⁴⁷ 同上、125-126頁。
- ²⁴⁸ 同上、187-189頁。
- ²⁴⁹ Song op.cit.234., p.353.
- ²⁵⁰ Li. op.cit.1.,p.50.
- ²⁵¹ Benton, Gomez. op.cit.11., p.358.
- ²⁵² 山本・前掲書（注6）192頁。
- ²⁵³ Parker. op.cit.20., p.85.
- ²⁵⁴ 山本・前掲論文（注55）89頁。
- ²⁵⁵ 同上、85頁。
- ²⁵⁶ Benton, Gomez. op.cit.11., p.167.

²⁵⁷ 山本・前掲論文（注55）85-89頁。

²⁵⁸ 同上、86頁。

²⁵⁹ Benton, Gomez. op.cit.11., p.335.

（くらた ようへい 北海道大学大学院法学研究
科修士課程修了）

